

平成22年塩尻市議会9月定例会

経済建設委員会会議録

日 時 平成22年9月3日(金) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第11号 平成21年度塩尻市水道事業会計決算認定について

議案第12号 平成21年度塩尻市下水道事業会計決算認定について

議案第13号 平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について

議案第14号 平成21年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について

議案第15号 塩尻市営住宅管理条例等の一部を改正する条例

議案第18号 市道路線の廃止及び認定について

議案第19号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

議案第24号 平成22年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第25号 平成22年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

出席委員

委員長	今井 英雄 君	副委員長	牧野 直樹 君
委員	永井 泰仁 君	委員	中原 巳年男 君
委員	五味 東條 君	委員	丸山 寿子 君
委員	柴田 博 君	委員	中原 輝明 君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会議務局職員

事務局次長 成田 均 君 庶務係事務員 若林 智彦 君

午前9時59分 開会

委員長 皆さんおはようございます。それでは、昨日に引き続きまして経済建設委員会を再開したいと思います。委員は全員出席しておりますので、直ちに会議に入りたいと思います。その前に副委員長からきょうの視察

に関して報告がありますので、副委員長のほうからお願いします。

副委員長 おはようございます。本日の視察場所のほうから、視察に来られる人数を、何人来れるかと聞いてきましたので、委員さんで都合があって行けないという方を除けば、何人行かれますかね。行かれる方。

中原輝明委員 おれ、ちょっとみどり湖へ行ってくるで、みどり湖、重油。それをしっかり見ておかなきゃいけないで。

副委員長 ほかに、行かれない方はいますか。ほかの方はいいですか。わかりました。

議案第11号 平成21年度塩尻市水道事業会計決算認定について

委員長 それでは議案の審査を行います。先に進みまして議案第11号平成21年度塩尻市水道事業会計決算認定について、説明を求めます。

上水道課長 それでは、平成21年度水道事業会計の決算について御説明いたします。

まず、平成21年度水道事業会計決算書の報告書、2、3ページをよろしくお願いいたします。平成21年度の水道事業の概況としましては、総括事項といたしまして、給水件数・給水人口につきましては、アの業務状況にありますよう、給水件数3万987件、給水人口6万5,325人と前年度に対し微増という状況でございます。また普及率につきましては、前年度同様ほぼ100%近い、99.9%という状況です。

次に収益にかかわる配水量につきましては、節水型ライフスタイルの進展、特に厳しい経済状況を反映し、工場用使用量が大幅に減少し、これに伴い給水収益も減少となりました。配水量ベースでは、年間総配水量は前年度対比2.7%減の886万4,340立方メートル、一日平均配水量は前年度対比2.7%減の2万4,286立方メートルとなりました。また、有収水量につきましても同様に前年度対比2.5%減の703万5,627立方メートルとなり、給水収益の減少につながりました。ただ、有収率につきましては79.4%で、前年度に比べ0.2ポイント上昇しました。

次に、建設事業の概況としましては、耐震性がきわめて低く健康被害などが懸念されております石綿管の解消、老朽配水管の更新など、緊急的な改善課題を主体に建設事業のほうを進めさせていただきました。なお、管路のほうにつきましては、3,575メートルの布設替工事を実施いたしました。また、策定してまいりました水道ビジョンの水道システム再構築計画がここにあります。ライフサイクルコストの低減を主眼といたします片丘浄水場移設更新事業にかかわる水量調査等の基礎調査も実施いたしました。

次にウの財政状況としましては、収入総額は税抜き額で13億9,943万3,062円で、前年度対比1.4%減の1,956万4,605円の減収となりました。主な収入となります給水収益は、税抜き額で12億8,834万885円で、前年度対比2.7%減の3,577万591円の減収で、減収の理由といたしましては、先ほど御説明したとおり、工場用使用量の大幅な減によるものが主な理由となります。これに対し、支出総額は税抜き額で14億3,389万996円で、前年度対比1.3%減の1,907万962円を減額しましたが、収支差引3,445万7,934円の純損失を計上しました。給水収益が大幅に減少する中、費用の節減に努めてまいりましたが、昨年度に引き続き純損失の計上ということであり、一層の業務の効率化が必要であるというぐあいに考えております。

なお、支出の主なものは松塩用水などの受水費2億8,346万3,792円、建設改良の財源として借り入

れた企業債の利息 1億 6,720万 5,762 円、また、現金支出の伴わない支出といたしまして、減価償却費 5億 4,631万 5,000 円などのものがあります。なお、計上されました純損失と前年度繰越欠損金をあわせた、当年度未処理欠損金 6,842万 2,225 円は、翌年度繰越欠損金として処理をいたします。

次に、資本的収支についてでございますけれども、前後して大変申しわけございませんが、まず、支出の部のほうになりますけれども、石綿管の解消、老朽配水管の更新など緊急的改善課題を主体に取り組み、また、工事発注の増などの緊急経済対策による取り組みをしたことから、支出総額は税抜き額で前年度対比 12.1%増、7,013万 111 円増額の 6億 5,113万 1,976 円となりました。主な支出といたしましては、配水管の新設や改良、浄水施設の更新などを施工しました建設改良費は 3億 173万 2,275 円、建設改良にかかわる企業債の元金を償還する、企業債償還金は 3億 4,939万 9,701 円となります。

次に収入についてでございますが、収入総額は税抜き額で前年度対比 3.1%減の 510万 8,107 円減額の 1億 5,707万 7,087 円となりました。主な収入といたしましては、企業債で 9,200 万円を財務省財政融資資金から借り入れしました。そのほか、雨水事業等に伴います配水管布設替工事の建設工事負担金 3,862万 8,472 円などとなります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、税込み額となりますけれども、5億 440万 4,866 円は、当年度消費税資本的収支調整額 1,034万 9,977 円と、過年度分損益勘定留保資金 4億 9,405万 4,889 円で補てんをいたしました。

次に 4 ページをお願いいたします。4 ページは、議会議決事項 5 点及び報告事項 2 点と行政官庁協議事項 1 点について、それぞれ対応したことによりまして、記載したものでございます。

次に 5 ページをお願いいたします。(4) の職員に関する事項についてですけれども、平成 21 年度の水道事業会計における職員は表のとおり、正規職員 16 名、嘱託職員 9 名の 25 名体制とし、前年度より正規職員 2 名減、嘱託職員 1 名増で 1 名減の体制とはなりますけれども、臨時職員を補充いたしまして前年度同様の 26 名体制で業務のほうを執行してまいりました。

次に、6 ページをお願いいたします。2 の工事について御説明いたします。まず(1) の工事の概況は表のとおりでございます、資本的支出の建設改良費における工事について記載してございます。件数及び工事は予算科目に応じた件数と額であり、契約締結件数とは異なります。また、工事費は工事請負費と工事施工委託料となります。配水施設費、浄水施設費、受託建設費で 37 件、2億 4,338万 1,768 円で、配水管 3,575 メートルの布設、浄水施設、消火栓の新設工事等を実施しました。また、収益的支出の修繕費では、表のその他の工事等にありませう、鉛管解消 547 件などの修繕に取り組みをしました。次に、工事名、工事内容等につきましては(2) の工事一覧表のとおりであります。なお、工事一覧は請負額ごとに調整してありますので、34 件となっています。

9 ページをお願いいたします。3 の業務(1) の業務量、アの水源における業務量について御説明をいたします。本事業では、主な水源とし境沢水源など 8 水源と長野県企業局松塩用水、松本市からの受水により、一日あたり計画取水量は 3万 7,375 立方メートルで、計画一日あたり最大配水量 3万 6,500 立方メートルであり、配水量を確保しているという状況でございます。計画では松塩用水全体で約 45%を賄い、残り 55%を自己水源、浄水場などで対応することとしています。平成 21 年度の総配水量は、中段の表にもございますとおり、前年度対比 2.7%の減、24万 7,617 立方メートル減量の 886万 4,340 立方メートルで、一日平均

配水量、一日最大配水量とも減量していることから、今後の水需要の動向を注視しながら施設の統廃合を検討をしていく必要があるというぐあいに考えています。また、配水量に占める松塩用水の割合は67.8%となっています。

次に、イの給水業務、(ア)の有効水量についてでございますけれども、総配水量が減量していることによりまして、有効・無効水量とも減量となり、特に給水収益にかかわります有収水量は、前年度対比2.5%の減の703万5,627立方メートルとなりました。また、漏水調査等の業務の成果といたしまして、有効率86.4%、有収率79.4%とわずかではありますけれども、改善いたしました。次に(イ)の普及状況でございますけれども、現在給水量におきまして、給水戸数、給水人口とも前年度に比べ163戸24人とそれぞれ増加し、給水戸数2万4,612戸、給水人口6万5,325人というぐあいになっております。なお、受給水の状況といたしましては、東山、柿沢、上条などの東地区、南内田、南熊井の片丘地区、上小曾部地区などの洗馬地区、あるいは牧野におきまして、21戸53人が未給水となっています。いずれも個人あるいは共同で井戸水あるいは湧水等を使用している状況です。10ページをお願いいたします。(ウ)の用途別給水量及び件数についてでございますが、給水量は料金収入にかかわる調停水量となります。給水件数は増加しましたが、給水量は前年度同様減量となり、前年度対比2.5%の減、17万9,438立方メートル減量の694万7,594立方メートルとなり、給水収益の減少につながっております。家事用につきましては、節水型ライフスタイルの進展などによるものと想定され、前年度よりは多少減少率は小さくなりましたけれども、平成21年度の特徴といたしまして、工場用におきましては22.3%減、11万7,995立方メートルと大幅に給水量が減量となっています。また、官公署学校用につきましても、前年対比10.8%の減、4万8,089立方メートル減量という状況でございます。次に、(エ)の口径別給水量及び件数につきましては、給水量を使用口径別に分類したものでございます。この表からは、工場あるいは学校など大口使用者の給水量が大幅に減量につながっていることが確認できません。

次に、(ウ)の管路延長についてでございますけれども、管路の布設にあたりましては耐震性の高いT型ダクタイル鋳鉄管、耐震用ポリエチレン管を主体に使用し、配水管工事に使っております。総延長といたしましては先ほども御説明いたしましたが、3,575メートルの管を布設してまいりました。また、布設がえされた老朽管等を除却したことで資産管理台帳上総管路延長は1,897メートル増の56万9,062メートルとなりました。管種別では、石綿管は430メートル除却解消されまして、残延長は1,907メートルとなりました。

次に11ページでございます。事業の経営活動にかかわる収益的収支の(2)の事業収入に関する事項と(3)の事業費に関する事項は、決算額の目別構成と前年度対比を示したものでございます。事業収入である水道事業収益と事業活動に伴い生じた水道事業費用とも、それぞれ前年度対比98.6%と、両方とも縮小というぐあいになっております。なお、詳細につきましては明細書のほうで御説明いたします。

次に12ページをお願いいたします。12ページの4会計(1)重要契約の要旨といたしまして、12ページから13ページは契約金額1,000万円以上の工事9件と、契約金額200万円以上の業務委託11件について、名称、契約金額、請負あるいは委託業者名などを記載し、表にとりまとめたものでございます。

次に14ページをお願いいたします。14ページの(2)の企業債の概況といたしましては、アの借入状況は建設改良の財源とするため企業債を財務省財政融資資金から利率2.2%で5年据置半年元利均等の30年償還

で9,200万円を借り入れました。次にイの償還状況といたしましては、財務省財政融資資金地方公共団体金融機構あわせて借入総件数73件で、償還元金は62件分で3億4,939万9,701円、支払利息は72件分で1億6,720万5,762円、元利償還あわせました元利償還額は5億1,660万5,463円となりました。なお、現行借り入れにおきましては平成21年度が元利償還のピークとなっております。また決算時におきます企業債借入残高は5億1,505万2,261円となります。

次に、16ページから19ページまでは、平成21年度の塩尻市水道事業会計決算報告書でございまして、税込みの決算額と予算額の比較を説明するものでございますので、こちらについては省略をさせていただきます。

20ページをお願いいたします。次に、20ページは平成21年度の経営状況をあらわします損益計算書となります。まず、損益計算につきましては、正確な期間損益の算出を行うため税抜きで算出しております。まず営業収益は、水道料金であります給水収益、受託工事収益、給水装置の新設等にかかわる手数料、施設負担金、あるいは他会計負担金などのその他営業収益をあわせまして、13億4,151万1,707円。また営業費用は、事業活動のために生ずる費用で、原水および浄水費、配水および給水費、受託工事費などのほか、減価償却費、資産減耗費などあわせて、12億5,660万4,466円で、営業収益から営業費用を減じた営業利益は、8,490万7,241円となりました。また営業外収益は、預貯金等から生じる受け取り利息、施策に基づく水道施設工事の企業債借り入れにかかわります支払利息を補てんいたします補助金、退職給与の支払い、鉛管解消などの旧路の修繕にかかわります引当金戻入益などで、5,792万1,355円。また、営業外費用は建設改良のために借り入れした企業債の支払利息が主なもので、それに水道料金システムの開発費などの繰延勘定償却費などを加えまして、1億7,588万2,777円で、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を減じた場合、営業外費用が多額であることから、経常損失3,305万4,181円となりました。そのほか、固定資産等の売却がなかったことから特別利益は計上されず、特別損失につきましては、倒産、所在不明などによる不納欠損金など140万3,753円を計上をしたことから、当年度の純損失額は、給水収益が前年度対比、税抜きで3,570万円ほど減少する中で、前年度よりは約50万円ほど増額の3,445万7,934円を計上したものでございます。なお、当年度未処理欠損金は6,842万2,225円となりました。

次、21ページをお願いいたします。21ページにつきましては、これ剰余金の計算書になりまして、こちらのほうは、これから説明をさせていただきます貸借対照表の計算のもとになるものでございます。貸借対照表のほうで説明をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。24、25ページをお願いいたします。続きまして、水道事業の財政状態をあらわします貸借対照表について御説明をさせていただきます。貸借対照表は平成21年度末における財政状態を資産と負債及び資本の区分で表しています。水道事業では5カ所の浄水場、30カ所の配水池、延長にいたしまして約569キロメートルの管路などを設けてありまして、建設費に膨大な投資を行い、その施設の運営管理を行っております。また本市の水道事業は周辺町村の合併により、拡張してきた経過から、浄水場、配水池など、施設数が多いことが特徴で、事業規模に対して資産額が多いことが今後の課題という形になっております。左側ですね、左側の24ページになりますが、左側の資産は企業の経営の活動手段であります資産運用、または現金として保有しているなどを示すものでございまして、平成21年度末における固定資産、流動資産、繰延勘定をあわせました資産合計は、24ページの下段のとおり、166億3,499万2,458円を有し、25ページとなりますが、右側の負債資本は、左側の資産がどのようにして得られた

かを示すものでございまして、固定負債と流動負債をあわせた負債合計は4億3,302万5,276円。また資本金と剰余金をあわせた資本合計は162億196万7,182円で、負債合計と資本合計をあわせた負債及び資本の合計額は25ページの下段のとおり、資産合計と同額の166億3,499万2,458円となり、バランスがとれているという状況であります。

27ページをお願いいたします。次に決算附属書類の明細書について御説明をいたします。27ページからは収益費用の明細書となります。節ごとに主なものについて御説明をいたします。なお、金額につきましては税込み金額となります。まず、収益の部から。営業収益として、目、給水収益の水道料金は、使用水量694万7,594立方メートル、給水件数3万987件で、13億5,275万8,180円となり、先ほど御説明いたしました、前年度対比、給水水量の使用量が17億9,348立方メートル減量になったことによりまして、3,755万8,870円と大幅な減収となりました。

次に、目、その他営業収益の手数料は、設計審査手数料、工事検査手数料など、給水装置関連の取り扱い件数が前年度より206件の減。また、業者登録等にかかわる証明件数が減ったことなどによりまして、前年度対比179万3,000円減収の712万6,200円となりました。

次に他会計負担金は、消化栓の修繕12基、道路維持改良事業などに伴う消火栓の移設、給水管の切り直し工事の負担金で、消防防災課など、それぞれ事業の施工者からの収益となります。また、量水器維持管理負担金は、下水道事業関係からの収益で、検定有効期間満了メーターの取りかえにかかわる負担金で、あわせまして1,733万8,865円となりました。次に施設負担金は新規加入件数、メーター口径変更件数が、前年度より31件減少したことによりまして、146万5,800円減収の2,000万8,800円となりました。

28ページをごらんいただきます。次に営業外収益、目、補助金の他会計補助金は、地方交付税算定による消防費のですね、水道事業会計繰出基準単価による消火栓用水一般会計繰入金620万円と、市の施策により施工した農業公園バックアップ体制強化などの水道施設工事の企業債借り入れにかかわります、実施分を補てんする企業債利子償還金562万5,000円で、合わせて1,182万5,000円となりました。

次に、目、引当金戻入益の退職給与引当金戻入益は過去に水道事業に従事し退職した6人分のですね、退職給与の一部に充てるため、退職給与引当金を取り崩した、退職給与引当金戻入益は2,258万9,332円。また、緊急経済対策関連の配水管布設工事に伴う老朽給水管の布設がえ、鉛管解消の推進などに充当するため、修繕引当金を取り崩した修繕引当金戻入益は2,184万6,000円となりました。

次に29ページからは費用の部となります。30ページをお願いいたします。営業費用として、目、原水及び浄水費の委託料は、主な水源として境沢、沓沢など8水源。床尾浄水場などの浄水場及び配水した水道水について、水道法に基づく水質検査を行う水質検査業務、また浄水施設、機械設備、機器などの保守点検にかかわる浄水施設の保守点検業務、また河川などのですね、環境保全にかかわる浄水場排水スラッジ処分業務など、27業務を履行し委託料は3,615万3,320円となりました。平成21年度におきましては、片丘浄水場の移設更新事業の基礎調査となります片丘大沢川の水質検査、流量及び解析業務などを新たに履行をしております。

次に修繕費は床尾浄水場など5つの浄水場や配水池、ポンプ室などの施設や機器の修繕にかかわる費用で、床尾浄水場、老朽フェンスの張りかえ、片丘浄水場、ろ過砂補充など、39件の修繕を行い、また、平成21年度は修繕費に修繕引当金を取り崩したことによりまして、平成22年以降も引き続きですね、修繕引当金を取り崩

し鉛管解消などを推進していくために、予算残額を修繕引当金積立として積み立てを行いました。このためです、決算額は予算額と同額の2,615万円となります。

次に補償費は、水道施設あるいは水源の保全、原水の確保などにかかります補償費で、過年度に各水系におきまして、区、あるいは管理団体などと締結しました13件の協定、契約に基づき支払いをしたもので、4水系で1,582万556円となりました。

次に受水費は、松塩用水からの受水量601万747立方メートルを受水単価49円32銭で受水した受水費が主なものでございます。受水費の合計は2億9,763万6,981円となりました。

次に31ページをお願いいたします。次に営業費用として、目、配水及び給水費の修繕費は、健康被害が懸念されております鉛管の解消を主体に取り組みまして、547件の鉛管解消を実施し、年度末におきます解消率は40.1%となりました。鉛管解消につきましては平成31年度までに解消を完了させる予定で、現在推進しています。そのほか、給配水管の修繕80件、消火栓修繕12基、国道19号の拡幅および交差点改良にかかわる給水管の布設がえなどを行いました。また、原水、浄水費も、修繕費同様にです、修繕引当金を取り崩しまして、修繕を行ってきたことから、予算残額を修繕引当金積立として積み立てを行っております。これにつきましてもです、決算額は予算額と同額の9,818万6,000円となりました。

次に、目、受託工事費の工事請負費では、中心市街地活性化推進室の依頼によります市街地再開発事業関連の給水管布設替工事で受託工事収益を充当し、24件の給水管布設替工事を施工し66万1,500円となりました。

次に下段となりますけれども、営業費用として、目、業務費は水道料金などの賦課徴収にかかわる費用で、33ページの修繕費と材料費以外は下水道事業会計と折半した2分の1がこうなっています。32ページをお願いいたします。業務費の委託料は、水道料金の賦課徴収にかかわる水道メーター検針業務、給水にかかわる開閉栓業務が主なもので、1,657万2,675円となりました。水道メーターの検針、給水装置の開閉栓業務は、本市と連係して水道事業を推進しております塩尻市水道事業共同組合へ委託しました。

次に、手数料ですが、水道料金の収納にかかわる手数料で、口座振替、窓口、コンビニ収納など、延べ35万4,858件の取り扱いにかかる手数料が主なもので、299万7,046円となりました。なお、取り扱い手数料につきましては、1件あたり、口座振替が税込みで10.5円と最も安価で、こちらのほうを今推進しておりますけれども、コンビニ収納は、1件あたり54.6円と高額ではありますけれども、前年度対比3,486件の増と、コンビニ収納は増加傾向にございます。

次に、33ページをお願いいたします。33ページの修繕費は、計量法に基き、検定有効期間8年を経過した検定有効期間満了メーターの取りかえが主なもので、1,041万1,000円となりました。また同様に、予算残額19万4,278円は修繕引当金に積み立てをしたものです。なお、取りかえをした検定有効期間満了メーターは3,468個の取りかえを行いました。次に、材料費は検定有効期間満了メーターの取りかえにかかわるバスターメーター等の購入費となります。平成22年度取りかえ予定のバスターメーター3,319個の購入のほか、メーターの破損あるいは欠陥メーターの取りかえなどにかかわる新品メーター23個を購入し、511万2,680円となりました。

次に営業費用として、目、総係費は人件費が主なものとなります。34ページをお願いいたします。34ペー

ジの退職給与金は、過去に水道事業に従事した職員6人分の退職費用の一部を支払うもので、2,258万9,332円となりました。なお、退職給与引当金戻入益を充当しております。35ページをお願いいたします。35ページの営業費用として、目の減価償却費の有形固定資産減価償却費は管路、配水池などの構築物、ポンプ施設などの機械及び装置など、定額法により算出したしまして、5億4,631万5,000円となりました。これは建設改良に充当する損益勘定留保資金の一部となります。次に、目、資産減耗費の固定資産除却費は、管路工事等により除却される管路の減価償却費の残額を処理したものでございまして、1,785万7,647円となりました。これもまた、建設改良に充当する損益勘定留保資金の一部となります。

次に営業外費用について御説明いたします。目の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息は建設改良の財源としまして借り入れした企業債の利息を支払ったもので、72件分で1億6,720万5,762円となりました。次に、目、節とも消費税は水道料金の収納などにかかわる仮受け消費税額と、工事発注等による仮払い消費税額との差額を消費税として納入したもので、3,055万4,001円となりました。

次に、36ページをお願いいたします。特別損失の、目、節とも過年度損益修正損は、倒産1件、所在不明100件による、不納欠損金として139万2,410円を処理したものが主なもので、過年度収益修正還付金を加え、147万3,940円となりました。

次に37ページをお願いいたします。37ページからは資本的収入支出の明細書になります。こちらも同様に税込み金額でございますので、よろしくをお願いいたします。まず資本的収入の部から、目、節とも企業債は建設改良の財源といたしまして、財務省財政融資資金から9,200万円を利率2.1%で借り入れたものでございます。次に負担金として、目、節とも他会計負担金は消防防災課からの消火栓3基の新設にかかわる負担金収入で、276万6,400円となりました。次に目、節とも建設工事負担金は公共下水道事業、雨水事業、中心市街地再開発事業などに関連する配水管布設替工事の負担金で、4,043万3,541円となりました。次に補助金として、目、節とも他会計補助金は、市の施策として施工いたしました、農業公園バックアップ体制構築事業などの水道移設工事にかかわり借り入れした企業債の元金償還金の一部を、一般会計から補助金として繰入れていただいたもので、2,499万6,000円となりました。以上が資本的収入の内容となります。

次に38ページをお願いいたします。38ページから支出の部となります。まず建設改良費として、目の配水施設費の委託料は石綿管の解消にかかわる郷原通線、平出遺跡跨線橋付近の軌道敷を推進工法で横断する配水管布設替工事をJRの営業線の保全と工事施工事故のリスクを回避するため、設計業務及び管路新設工事の施工を東日本旅客鉄道株式会社長野支社と協定を締結し、委託した委託料及び管路新設工事委託料が主なもので、5,172万9,493円となりました。次に工事請負費では、石綿管の解消、老朽配水管などの配水管改良や、国道19号北拡幅関連、中心市街地再開発関連、下水道事業関連などの配水管の施設及び布設替工事を施工します配水施設整備事業で、布設延長といたしましては22工区で3,213メートルを施工し、舗装の本復旧工事を含め1億3,166万6,850円となりました。次に39ページをお願いいたします。次に、目、浄水施設費の委託料は平成20年度から策定を進めてきました塩尻市水道ビジョン等策定業務の委託料で、2,520万円となりました。次に工事請負費は、浄水施設の設備の更新改修工事となりまして、床尾浄水場流量計の更新及び排水電動弁設置工事、上西条浄水場中継送水ポンプ更新など5件で、3,126万9,000円となりました。

40ページをお願いいたします。次に、目、受託建設費の工事請負費は、消防防災課の依頼による消火栓3基の

新設と公共下水道事業、雨水事業関連、そのほか中心市街地再開発事業関連などの配水施設整備事業で、布設延長といたしましては4工区で320メートルを施工し、4,049万9,945円となりました。なお、消火栓の新設は他会計負担金を、公共下水道事業関連などの配水管布設替工事は建設工事負担金を充当し、施工をいたしました。

次に企業債償還金は、建設改良費の財源として借り入れた企業債の元金を償還したもので、62件分で3億4,939万9,701円となりました。以上が、平成21年度塩尻市水道事業会計の決算説明となりますので、よろしくお願いたします。

委員長 それでは、委員のほうから質疑を受けたいと思います。御質問等ありましたら。

五味東條委員 丁寧に説明してもらったんだけど約35分もかかって。もう少し簡潔に、ポイントだけ説明していただけたらと思います。まあそれと、じゃあ質問に入りますが、まず例の大分水嶺の水のね、売り上げて言うか、それはどこに入って収入に入っているのか、その辺の売り上げがどれくらいあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

上水道課長 27ページの雑収益をごらんいただきたいと思います。ボトルドウォーター販売収益8万4000円。こちらにつきましては窓口販売、上水道課のほうの窓口とイベント会場等の販売であります。360本、あと塩尻市振興公社に販売委託をございまして、木曾くらしの工芸館などで744本が、平成21年度に売れて8万4000円の収入という形になります。

五味東條委員 まあこれは、一応、窓口やなんかで振興公社のあれなんですけど。例えば旧イトーヨーカドーのビルのところのあそこのいわゆる自動販売機で売っていますよね。ああいうような売り上げはどんなものなんですか。

上水道課長 今年度に入りまして、販路の拡大という形で、自動販売機、専用の自動販売機を先ほどお話ありましたとおりウイングロード前に設置してございまして、あと本庁舎あるいは文化センター、あるいはレザンホール等の自動販売機の中でも、一応販売のほうをやらさせていただいております。特に今数値的に確認できているのがウイングロードのビルの、これは上水道課の専用の自動販売機のほうでございまして、7月、8月あわせまして、114本が販売できました。金額にいたしまして、1万3,680円という収入を得たという状況でございます。

委員長 ほかにありますか。ないですか。

永井泰仁委員 委託料で、38ページの中央線の塩尻洗馬間の横断の工事で、設計額と工事費が計上されておりますが、これは具体的には場所はどの辺かということと、それによってどういう効果があがったのかその辺お願いたします。

上水道課長 まず工事場所のほうでございまして、郷原通線にございまして平出遺跡跨線橋がございまして、そのすぐ下の部分のところの軌道敷を整備させていただいたということです。推進延長といたしましては22.7メートルの推進工事を施工させていただいたわけでございまして、効果といたしましては石綿管の解消を行いたいということでこの工事を実施したものでございます。

永井泰仁委員 平成21年度で、床尾の浄水場のいろいろ改修がかなり金額的に大きいんですが、具体的にどのようなところを直したり交換したか、おおまかで結構ですが、お願いたします。

上水道課長 浄水施設費、39ページの建設改良費の浄水施設費の工事請負費のほうでございますけれども、床尾の浄水場関係では2件の工事を行っておりまして、その内容につきましては、床尾浄水場の流量計が古くなってきておりまして、適切な流量がはかれないということで流量計の更新をさせていただいたということで、配水電動弁の設置をここでさせていただいて、余分な浄水はなるべくつくりたくないという、効率的な機器の運転管理ができるようなものの設置工事という形になっています。

永井泰仁委員 あとそれじゃあ、ほかの浄水場もそういう電動弁をつけるとか、やっぱり古くなれば配水電動弁の交換というのは、やっていくってということですか。床尾のみ。

上水道課長 当然流量計につきましては、適切な流量をはからなければいけないということでございまして、年次計画の中で対応しておりますし、各浄水場につきましては、水道ビジョンの中の長期基本構想の中で、更新時期等もある程度想定しているところもございまして、そういう水道施設の再構築事業を進める中で、そういう部分のところの機器等について新たに更新をしていきたいというぐあいには考えております。

委員長 いいですか。ほかに。

柴田博委員 32ページの一番下の手数料の関係ですけれども、コンビニ収納がふえているということなんですが、コンビニ収納をやることによって、今までだったら未収になっていたものが払っていただけるっていうようなそういう傾向にあるのかどうか、その辺の見方というのはどうなんでしょうか。

上水道課長 コンビニ収納につきましては、前年度、先ほども御説明いたしましたけれども、平成18年度から始めさせていただいて、特に平成21年度で見れば約3,500件近く増加してきたと。当然24時間受けつけていただけるということですので、支払う側にとっては非常に便利なものであるというぐあいには考えます。特に、私どもとしても、滞納といいますか、そういうものの抑制効果というものは十分にあるというぐあいには考えています。ただし、残念なことに手数料が非常に1件あたり54.6円というぐあいに高いと。できれば、私どもとすれば一番安価な口座振替、これは10.5円でございますので、こちらのほうでお支払していただくことが一番望ましいと思って、そちらのほうを促進しておりますけれども、ただやはりこういう状況もありまして、コンビニ収納がふえている。で、これが滞納抑止の一助となっているとは考えています。

柴田博委員 コンビニ収納をされる方は、大体特定の方が毎回コンビニで払っているという傾向なのか、それとも急ぎの時にコンビニで払っているという傾向か、その辺はわかりませんか。

上水道課長 担当の係長のほうからお答えします。

料金係長 コンビニ収納のほうは、どちらかというやはり特定の方が多いですが、仕事で忙しいとかいうことで、土日に払いたいという電話が結構多く来ているので、そういった時間外に払うという面では土日に払うとかいう忙しい方が多いと思われま。

柴田博委員 できたらコンビニ収納ではなくて口座振替にさせていただきたいというような、そういうお願いというのはコンビニ収納などをされる方には何かやっているんですか。

上水道課長 一応口座振替につきましては、また今年度これから発行を予定しております水道だよりといいますが、そういう広報誌みたいな中で、ぜひ口座振替にさせていただきたいというお願いを出していきますし、あと当然窓口に来られる方、滞納といいますか、料金を支払いに来ていただく方にも、そういうことで口座振替をよろしくお願したいという取り組みをさせていただいています。全体的に口座振替の占める割合は、80%は口座

振替という状況にはなっておりますが、もっとこの辺のところをふやすことによって、手数料の軽減、費用の削減というのが図れるというぐあいに思います。

柴田博委員 口座振替、毎月毎回口座振替になっていないけれども、銀行等の金融機関でコンビニ収納じゃなくて払う人も当然いるわけだと思うのですが、その辺の数の比較というのはどうですか。

上水道課長 コンビニ収納と口座振替してあった上で。

柴田博委員 違う、口座振替じゃなくて毎回払うんだけど、コンビニでなくて銀行なんかで払い込む人もいるわけでしょう、当然。

上水道課長 当然、窓口払いの人もいます。

柴田博委員 コンビニ収納との数の比較っていうのは。

上水道課長 基本的には、取り扱いの件数ベースで見ますと、窓口が3万4,509件、コンビニが3万4,350件でほぼ全体の10%くらいずつ、同数くらいに今現在なっています。これは、コンビニがどんどん伸びてきてほぼ同数程度になってきたということでございます。

柴田博委員 はい、いいです。

中原輝明委員 ちょっといい、関連で。さっきの滞納の関係なんですけど、過年度損益の修正したってあるじゃないな。これ、108件で147万3,940円って出てるが、これはいつごろから不納欠損したのが、何年から不在になったの、これ、去年、1年じゃねえずら、ずうっと今まで蓄積されてて不納欠損にしたと思うが、いつごろからそれが不在になってわからなくなって、何年たてば不納欠損にするわけ。

上水道課長 不納欠損、まあこれ所在不明等で料金を徴収することができないという形のものでありまして。一応水道料金につきましては、民法上、民法の取り扱いの規定になっておりまして、私法上の契約という形になるものですから、本来時効は2年間。要するに2年以上たってくれば、支払いしなくてもよくなるんですが、ただしこの場合については時効の援用をその方がした場合に限りという形をとらせてもらっています。ですから、そういうものがないものについては、引き続き請求をさせていただいているのが、私どもの業務の進め方です。これでまあ、公平の原則というのは保たれるんじゃないかということでございます。ただし、一応2年以上経過して、所在不明の件数について今回108件という形ですが、不納欠損の処理をさせていただいたということですよ。

中原輝明委員 そのいなくなったっていうのは、どこへいったか。それはいなくなったでわからんわなあ。わからねえことはわかるが、いつごろ発見、感づいた時。毎月これは徴収してるのか、隔月にしてるわけかや。それにしても、このおかしくなったっていう時点っていうのは、わかるわけじゃない、違う。徴収してると。例えば先月まで払ったが今月払わないっていやあ、これはおかしいぞと、こういうことになるが、ずっと一年中払わなくて、不納欠損にしたわけ。

上水道課長 担当の係長のほうから。

料金係長 不納欠損のほうは、はがきで戻ってきて所在不明だとか、そういうのが督促をしまして、あと2カ月後に催告書を出してまして、それ以上たちますと、給水停止等のお知らせもするんですけど、そういうものが返ってきたとかいうのをもとに、所在を住民票等で追っても、あと当初の行き先等のデータによっても、いろいろ調べた上で連絡がとれないと、所在がわからないというものを落としておりまして、いつからっていうの

は、そのそれぞれの滞納者によって違います。最初のうちは、その転居してある方がいればそちらのほうへ送りますけれども、その後連絡がとれないとか、返ってきたものについて基本的に行っております。

中原輝明委員 今の説明でわかったけれども、ただその、滞納なんて書類を送っていいえじゃなくて、現地に行って確認はしてるの。確認なしか。そういう場合に、だれか確認する人はいないわけ。ただ、切符きってやって返ってきたで、へえいないわなあでもって、後で、それで行ったり来たりしていて不納欠損になるわけ。現地で確認してこれは確かにどっかへ行っちゃっていないわなあっていう確認はだれかしてるの、していないの。いやそれだってさ、おれ言うけども、課長でも係長でもわかる人は答えりゃいいだよ。課長つきりじゃなくて。係長が全部わかってるだけ。

料金係長 それにつきましては、できるだけ行って、例えば電気、ガスとかもとまっているとか、場合によっては大家さんに聞いてみるとか、そういったような情報も加味しております。

中原輝明委員 何だかわかったような。それで、ちょっと副市長にお願いだか、聞きたいのだが、例えば税務課、税務課のやり方はやっぱり行って確認して追ってると思うんだが、そういうこと、まあ追うってことはどこへ行ったかってことを調べていくんだが、その辺のぴしゃっとした、水道局の一番ぴしゃっとしてるのは、滞納した場合は給水停止をやるって、これはいいことだと思う。が、その場合に税務課もやらなきゃいけないと思うだよ。その辺のギャップがあるわけだな。市税を滞納している場合は、時間をいくら待ってもらおうし、例えば水道局なら2カ月か3カ月っていやあ停止しちゃうと思うだよ。そういう方法っていうのは一つの、両方が同じような方法ができないものか。水道は本当にまさにとめられりゃあ、生活ができなくなっちゃうもんでさ。税金の場合は滞納してもまあまあってこと。

副市長 まあ、不納欠損のここを慎重にやれっていう御指示だと思いますので、収納の関係につきましても全部状況を調査をしてですね、本当に抑えられる資産がないとか、完全にそういうもうだめだなという判断をして、不納欠損に回すというのが例ですので、水道も今言っているように料金の滞納があった場合には、給水停止の措置をとらせていただいたり、今言いましたように2年ってことがありますので、給水停止をするには、完全にそこへ行って調査をするもんで、そういう状況調査をしてどうしても取れないものについて不納欠損という、2年間ですかね、そういうのを待ってやらさせていただいてるという、そういうことですので、決して簡単にあきらめているわけじゃなくて、しつこくやっておりますので、その辺は税金もそうですし水道もそうですし、ほかのものもそうですし、そういうような対応をさせていただいております。また、プロジェクトタックスというような会議をもっていて、庁内で情報交換等もさせていただいておりますので、そんなことで本当に慎重にやる必要があると思いますので、よろしく申し上げます。

中原輝明委員 はい、わかった、大体。

中原巳年男委員 さっきの38ページの、塩尻・洗馬間ってJRの下をくぐってってということでしょうか。

上水道課長 中央線の軌道敷の下、約2.5メートルくらいのところを横断推進をさせていただいたものです。

中原巳年男委員 郷原からの雨水幹線ですか、あれが多分上がっていつてると思うんですが、徐々に。今まで、ちょっと水道から離れちゃいますけど、床尾、平出の昭和電工のところへ水があふれるのに、JRの下を通してその雨水幹線に入れられないかなっていう話を、前、したような気がするんですが、今回この水道のほうでこれだけの費用をかけるのであれば、それにも使えるような形のものってのはできなかったのか、というのはどうで

しょうか。

水道事業部長 私の承知しているところでは、そういう過去に要請があったことは承知しております。前任の場所の時にそんな話がありまして、ただ雨水幹線って言いますか、雨水渠が入っている場所が、今回推進をやった場所とは違う路線でございまして、桔梗ヶ原の選果所から平出のほうへ抜ける、あそこに昔、中信平の関係でやった雨水渠があります。ただ、これが管径600ミリメートルという60センチメートルの小さな雨水渠なものですから。それと平出線のほうからの逆勾配になるものですから、その辺のところはちょっと現実性に乏しいのかなってということがございます。

中原巳年男委員 違うので。ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、20ページの営業外収益それから28ページの水道事業営業外収益の中の雑入の部分ね、雑収益。ここのところの金額が若干、雑収益だけ違うんですが、これは何でしょうか。20ページが、雑収益が63万1,134円、28ページのほうが63万9,591円。

上水道課長 損益計算書のほうは、すべて消費税を抜いた金額で記載をさせていただいてございます。あと28ページの明細書のほうにつきましては、これ税込み金額という形で記載してありますので、ということで、消費税があるかないかによっての金額の違いということになっております。

中原巳年男委員 そうすると、この明細の備考欄に4項目ありますよね。この4項目のうちのどれかに消費税がかかっているということですね。丸々消費税計算するとこの金額あわないので。

上水道課長 後ほど、経理の担当のほうに詳しく中身を調べさせていただいて御報告させていただきます。

委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第11号については原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第11号平成21年度塩尻市水道事業会計決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。この際、10分間休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

委員長 それでは休憩を解いて再開いたします。次に移ります。

議案第12号 平成21年度塩尻市下水道事業会計決算認定について

委員長 議案第12号平成21年度塩尻市下水道事業会計決算認定について議題といたします。先ほど言いましたように、簡潔に、わかりやすく短く説明するようにしてください。

上水道課長 済みません、先によろしいですか。先ほどの御質問の中で中原委員の御質問について、ちょっと答弁できなかった部分について先に回答させていただきますので、よろしく願います。まず、20ペー

ジの損益計算表における雑収益と、28ページの雑収益の違い、差額8,457円でございますけれども、これにつきましては、損益計算書が税抜きということで、消費税額の違いということです。内容的には、28ページの建設工事設計図書費5万1,600円のうち2,457円の消費税額が含まれておりますし、水道技術管理者実務研修受託料、こちらの12万6,000円のうち6,000円が消費税でございます、あわせて8,457円の消費税額が28ページには加算されているということで、その差があるということでございますのでよろしくお願いたします。

委員長 はい、それでは説明を求めます。

下水道課長 それでは、平成21年度下水道事業会計の決算認定についてお願いします。先ほどから関連するところもありましたし、概要につきましては本会議で事業部長のほうから説明しておりますので、申しわけありませんが、簡略に決算書の76ページからお願いいたします。ちょっとその前に前段、事業の概要だけ申し上げますけれども、本市の下水道の全体計画面積につきましては、1,729ヘクタール、面整備率96.4%、人口普及率99.7%となっております。水洗化の世帯数につきましては2万650世帯、前年度に比べまして262世帯の増加で、水洗化率94.7%となっております。年間有収水量につきましては622万4,243立方メートルで、前年度に比べまして12万6,056立方メートル、率にしまして2%減であります。有収率につきましては88.1%となりました。

それでは、76ページからお願いします。済みません、あわせて議案関係資料集の7ページをごらんいただきながらお願いしたいと思います。それでは、収益費用明細書からそれぞれ科目ごと、重要なものを概要を税込みで一括説明させていただきますのでよろしくお願いたします。まず、収益の部ですけれども、下水道事業収益といたしまして、目、下水道使用料であります。14億368万7,760円でございますけれども、収納率98%、使用料対前年比3.5%減で、2,383万7,210円の減であります。他会計負担金につきましては6億8,234万7,000円でございます。これは、地方公営企業操出基準によりまして一般会計が負担すべき金額であります。その他収益、その他の営業収入であります。手数料であります。主なもので、排水設備等確認検査手数料297件89万1,000円。また、雑収益として農業集落排水事業会計から、使用量徴収経費負担金として467万9,064円。あわせて558万1,364円のものであります。

営業外収入の目、雑収益でありますけれども、76万6,782円でございます。指定工事店登録更新手数料が主なものでありまして、現在指定工事店の店数につきましては155件が登録となっております。

77ページをお願いします。営業費用でありますけれども、目の管渠費5,730万9,760円でございますけれども、管路施設またマンホールポンプ場の適切な維持管理によりまして安定したサービスを提供した経費であります。内容につきましては主なもので、節の委託料でありますけれども、これはマンホールポンプ136カ所の維持管理を委託したものでありまして、委託料としまして1,567万844円でありました。修繕費でありますけれども、マンホールポンプの修繕費1,314万6,000円と、管路施設の修繕費1,208万9,937円、あわせて2,523万5,937円でございます。次の動力費でありますけれども、先ほどのマンホールポンプ場の136カ所の電気料であります。次、お願いします。80ページをお願いします。

浄化センター所長 済みません。同じく77ページ、浄化センター費、それから79ページの櫛川処理場費がありますけれども、浄化センター及び処理場の適正な管理により流入下水を良好に処理し、河川の水質維持管理

等の経費になります。業務につきましては46ページに記載してございますけれども、塩尻市浄化センターの処理水量につきましては、前年に比べまして10万6,432立方メートルの減、年間で676万5,205立方メートルで、処理水の平均水質につきましては、BODが1リットルあたり4.3ミリグラム、SSにつきましては1リットルあたり4.2ミリグラム。また、榎川の浄水場につきましては、処理水量が前年に比べまして367立方メートルの減でございます、年間18万8,268立方メートルで、平均処理水につきましてはBODが1リットルあたり3.2ミリグラム、SSは1リットルあたり1.9ミリグラムでありました。

それでは、目、浄化センター費の3億8,616万7,075円につきましては、主なものを説明させていただきます。78ページをお願いいたします。節の下から3つ目でございます委託料、2億1,691万3,283円のうち、黒ボツの下から4つ目、運転管理業務委託料8,872万5,000円につきましては、1年間を通して24時間体制で浄化センターの運転管理・監視業務を委託したものであります。その下の脱水ケーキ処理委託料1億1,329万4,868円につきましては、脱水ケーキを7業者に運搬・処理の委託をし、安定的な処分をお願いしました。年間の脱水ケーキの処理量につきましては、5,352トンでありました。

節、1つ飛んでいただきまして、修繕費5,316万円につきましては、機械設備等の消耗摩耗腐食等によりまして設備を整備し、機能維持を図ったものでありまして、プロワーの修繕工事1,470万円余、また水処理設備修繕工事2,100万円等、24件の修繕工事を行ったものであります。

79ページをお願いいたします。動力費4,417万9,485円につきましては、施設の動力に使用した年間334万8,041キロワットの電気料であります。その下の薬品費4,188万8,212円につきましては、脱臭剤、高分子凝集剤等の薬剤の購入費であります。

目の小野水処理場費の節、委託料1,646万6,118円につきましては、北小野地区の汚水処理に伴います雨管渠施設、処理施設の維持管理等を辰野町に委託したものであります。

目の榎川処理場費1,994万397円の主なものでございますが、節の委託料1,185万8,020円のうち、汚泥運搬委託料660万8,440円は、処理場の発生汚泥の1,351トンの運搬を委託したものであります。運転管理業務委託料につきましては、505万500円につきましては、運転管理、監視業務を委託したものであります。

80ページをお願いします。負担金265万6,000円は旧榎川村が合併した際に、木曾広域連合で上松町に汚泥収集センターを建設した起債の償還分であります。以上です。

下水道課長 続きましてをお願いします。目の水質規制費でありますけれども、681万8,850円。これは、特定施設の事業所8カ所の水質検査が主なものであります。

下の目の普及費であります。節の補助金及び交付金でありますけれども、87万9,323円につきましては、排水設備の改造資金利子補給で、融資件数につきましては76件分65万8,823円が主なものであります。

次の業務費、5,863万6,666円につきましては人件費と下水道使用料徴収の事務手数料などで、上水道課のほうへ委託したものが主なものでございます。

続きまして82ページをお願いします。総係費の4,914万6,665円につきましては、経常経費が主なものであります。

83ページをお願いします。下の目の減価償却費でありますけれども、節の有形固定資産減価償却費8億2,

532万3,174円でありますけれども、これは取得価格より残存価格を除いた数を耐用年数で除したものの減価償却費でありますので、よろしくお願ひします。

続いて84ページをお願いします。資産消耗費でありますけれども、332万4,679円。これは浄化センター施設改修に伴う除却費であります。

次、項の営業外費用のうち節、企業債利息でありますけれども、5億9,441万7,466円につきましては、過年度に借り入れた起債の利息であります。明細につきましては90から100ページを参照していただければと思います。

次の目の消費税であります。3,993万1,471円につきましては、仮受け消費税よりも、工事費等で支払いしている仮払い消費税の差額についてを納付したものであります。次の繰延勘定償却ですけれども、438万5,000円です。これにつきましては、上下水道料金システムの開発費の償却費であります。

特別損失をお願いします。555万7,321円につきましては、過年度損益修正損でありまして、主なものは、不納欠損額412万4,350円と過年度収益修正還付金143万2,971円であります。

次に85ページをお願いします。資本的収入支出の明細について御説明いたします。一番上の、資本的収入13億8,485万7,190円でありますけれども、建設工事、建設改良事業に充当したものでありまして、補助対象分が10分の4.05から10分の4.5、単独分が10分の9.5の充当率であります。節の企業債でありますけれども、5億5,530万円のうち補償金免除繰上償還借換債でありますけれども、これは民間企業よりの借り入れによりまして、公的機関から借り入れをしております高金利の企業債を繰上償還したものであります。3億1,830万円であります。

次、負担金のうち目の他会計負担金でありますけれども、これは2億6,765万3,000円につきましては地方公営企業操出規準によりまして、一般会計から負担すべき額であります。目の建設工事負担金であります。330万4,000円につきましては、上水道と同時埋設の負担金で、上水道課より負担していただくものであります。次の節、受益者負担金であります。2,428万190円。工事に要する経費に充てるための受益者から徴収した負担金であります。

項の補助金、一番下になりますけれども、節の国庫補助金でありますけれども、1億2,120万円、これは下水道建設工事の国庫補助金でありまして、補助率10分の5.5と10分の5に相当するものであります。

次86ページをお願いします。資本的支出でありますけれども、21億9,767万679円であります。目の公共下水道事業管渠施設費3億9,348万1,992円のうち、節の工事請負費でありますけれども、管渠工事費9,134万3,500円と雨水渠工事費1億7,732万8,000円、あわせて2億6,867万1,500円であります。目の補償費であります。3,716万1,600円、これは水道施設等移設の補償費であります。

処理場建設費3,700万円でありますけれども、委託料、日本下水道事業団へ浄化センターの第二期工事にかかわる実施設計の委託料であります。

87ページをお願いします。目の特定環境保全公共下水道事業管渠施設費でありますけれども、2,203万6,898円の主なものであります。節の委託料でありますけれども、850万5,000円、これは公共下水道実施設計の委託料であります。節の工事請負費でありますけれども、678万3,000円につきましては木

曾平沢の汚水線工事、計7工区ありまして、管渠工事525万円と道路復旧工事153万3,000円でありま
す。固定資産購入費であります。これは非常用自家用発電用地の取得費24.62平方メートルでありますけれ
ども、12万3,100円であります。

企業債償還金であります。17億4,502万8,689円のうち、16億9,130万4,961円につ
きましては、過年度に借り入れしました企業債で、公的補償金免除繰上金、高金利5%借り入れの財務省財政融資
資金の繰り上げ分であります。以上です。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問等ありましたら。

柴田博委員 全体で収益はどうだったかという、その辺だけはちょっと説明してもらったほうがいいと思いま
すけど。

下水道課長 収入の合計につきましては、議案関係資料集にもありますけれども、収入合計につきましては2
0億9,422万6,229円でありまして、支出の合計は20億7,011万4,477円であります。収入
差引額2,411万1,752円であります。実質の収支額は2,411万1,752円となります。

資本的収入の実質の額でありますけれども、収入の合計につきましては、13億8,485万7,190円、
支出の合計は、21億9,767万679円となりまして、差引き額につきまして、マイナスの8億1,281
万3,489円となっております。その額につきましては、同額をそれぞれ補てんしてありまして、67、68
ページをお願いしますが、支出の部の下段でありますけれども、今の不足額8億1,281万3,489
円につきましては、それぞれ当年度の消費税資本的収支調整額と過年度、当年度分の損益勘定留保資金で補てん
いたしております。あわせて、この事業費のうち2,683万8,000円につきましては、平成22年度へ繰
り越すこととしておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

委員長 ほかにありますか。

永井泰仁委員 下水道事業は総じて、今の柴田委員の質問にもあったように、2,046万8,000円近く
の純利益が生じているということで、この点については大変評価できると、こういうふうに思っていますが、た
だ問題は下水道使用料の未収金ですが、これが5,636万9,000円余で前年度と比べて245万2,00
0円くらい増加してきているわけですが、この辺の事情をちょっと説明していただきたいと思いま
す。

下水道課長 係長のほうから御説明させていただきます。

業務係長 使用料の関係につきましては、上水道のほうで全部徴収等もお願いしてやっていたているもの
ですから、私のほうでは細かい部分まではちょっと答弁できないところがございますけれども、先ほども上水
の御質問の中でございましたけれども、やはり年々、受益者の不明など、こういう経済状況の中でだいぶ未
収率が伸びてきてしまっております。特に下水道のほうでは、不納欠損につきましてふえたという経緯がござい
ます。上水道と下水道の使用料の件数の違いがありますが、未収っているのはふえてきているというふうには思
います。

永井泰仁委員 できるだけ努力をしてほしいということと、それから年度末の決算の中で企業債の明細書に誤
りがあったというようなことで監査から指摘されておって、融資残高証明書の後日、企業債証明書を差しかえた
というようなことになってはいますが、この辺の背景について説明してください。

下水道課長 まことに申しわけございませんけれども、総額の計算自体はあっておりました。ただ融資の残高

の証明書と帳簿のほうの転記のミスがありまして、総額的には変動はなかったんですけども。以後、財政にも原本があるもんですから、それとの照合を図りながら、間違いのないように行っていく予定でありますので、よろしくをお願いします。

永井泰仁委員 わかりましたけど、一人の人だけでやっぱり、当然事務っていうのもそうですが、担当しておくの間違ったまんまずっと来ちゃうっていうのがあるもので、必ず2人で立場をかえたり、チェックするということは、正確にやっていくように、一所懸命頑張ってもらいたいと思います。

柴田博委員 さっきの関連ですけど、決算書の70ページのところで、今年度は純利益が2,000万円くらい出ている、前年度は未処理欠損金ということで1億8,000万円ですね、1億8,700万円くらい出ているわけなんですけど、平成20年度と21年度の大きな違いというのはどこにあって、こういう結果になったわけですか。

下水道課長 係長のほうから。

業務係長 確かに一昨年度は昨年度よりかなり利益が落ちています。昨年度につきましては会計のやりくりもあるんですけども、一般会計からいただいている負担金の関係の収益的支出と資本的支出の部分の計上の仕方もありますけれども、昨年度はだいぶ利益が上がりました。それで、平成21年度の、昨年度の決算につきましては、収入のほうは減になっておりますけれども、その分だけ一般会計からいただいている部分の負担金の会計上の計上の仕方により平成21年度は、約2,000万円くらいの純利益になっているというように認識しております。

柴田博委員 平成21年度は2,000万円くらい黒字になっているけれども、その前の年は1億8,000万円くらい赤字になっているわけですよね。そういうことじゃないんですか。

下水道課長 済みません、当初はやはり、6億円くらいあった欠損金が、それぞれ繰り越してきているもんですから、減ってきているというふうに見ただければ。

柴田博委員 じゃあだんだん減っていくということですか。

下水道課長 はい。

柴田博委員 わかりました。

委員長 ほかに。

中原輝明委員 78ページのここに委託料云々とあるが、平成20年度と平成21年度のその委託料の仕方というのは、どういう方法でやっているの。それで業者はどのような業者。委託の仕方と業者。

浄化センター所長 この委託につきましては、年度当初ですね、指名競争入札、ほとんどが指名競争入札で行っております。

中原輝明委員 まあいいさ。指名競争入札でやる場合はいい、それはわかってるわな。その中でね、前年平成20年度とこの平成21年度との、まあ平成20年度と平成19年度でもいいが、だんだん、これ内容細かいもんで前年のを見てないでいけないが、ずうっと上がっているのか下がっているのか。今、それを国でも何でも見直ししているわけさな。そこが、職員がどれくらいの感覚でリサーチするかっていうことも、おれはあると思うが、業者と皆さんが、業者が毎年上げてくるような気がするだ。まあ、おれの想像だよ。刷新会議だか刷新だか知らないが、その中でやっているのは、そういうものを毎年同じようなことではだめだって、見直しをしなきゃ

いけないってことを言ってるわけだ。例をとってあの女の子なんて特にそうだな。こんなことでいいかいけないか、一位になりゃ何でもならねえっていいじゃないか、っていうようなことで、なるためには予算をたんともらわなきゃいけないって言ってるが、そうじゃなくてその縮小をすることができないか、縮小っていうのは圧縮だ。そういう考えを持ってやっぱし業者と接しなきゃいけないってことをおれは思うだけど、どう。これは全般的だわ。そこだけじゃなくてな。皆さん、どう思う。それで業者が出してくりゃ、そうじゃなくて今の状況はこうだから、このくらいにしなきゃだめだっていう圧縮するような気持ちがないか、見直していうのはできないとおれは思うだけどさ。これは、みんなの問題だよ。そこらのとこは、これは、副市長が答えたほうがいいな。基本的な考え方だ。

副市長 委託事業にしても、あるいは工事にしても、発注する場合には十分精査して、なるべく随契とかそういうことではなくて、指名とか簡易一般競争入札とかそういう制度によって、なるべく少ないコストでできるようにやっていますので、これからもそういう方向で随時やっていきたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

中原輝明委員 それだけ言われりゃ何も言えないわ。あとはやってもやらなくても。

副市長 やっていますので。

中原輝明委員 どうもここだけで終わるような気がするが。

副市長 いや、そんなことはなくて、下水道のほうも何て言いますか、汚泥の運搬や何かについても、単価にして、相当担当者が業者にお祈いしまして、できるだけ安くできるようにというようなことでやっていますので、ただ、あんまり業者いじめになってもまずいわけですけども、その辺は十分気をつけてやっていますので、これからも一層そういうことでやっていきたいと思っておりますのでよろしくお祈いします。

中原輝明委員 はい、わかった。それと、ちょっと言いたいのはさ、職員の皆さんも、副市長がこれだけの答弁をしてくれるだで、それに感づいてびしゃっとしなきゃだめだわな。副市長がこれだけ答弁してるだでさ、優秀な。それだけお祈いしておきます。

委員長 いいですか。ほかに。ちょっと1点だけ教えてくれるかい。87ページの委託料の関係、公共下水道等実施設計委託料というのは、現在これ工事やるものの設計委託ってことかい。87ページの。浄化センターの設計委託は、何か第三だか工事、それはわかるがさ、その後の。

下水道課長 87ページの委託料につきましては、平成21年度が下水道の認可のちょうど満了になった時期でありまして、認可の取り直していかの委託料が主なものです。

委員長 下水道の認可の。はい、じゃあほかにないですか。なければ質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第12号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第12号平成21年度塩尻市下水道事業会計決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第13号 平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について

委員長 議案第13号平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について、説明を求めます。

下水道課長 それではお願いします。議案関係資料集の8ページをお願いします。平成21年度の塩尻市農業集落排水事業会計決算認定についてをお願いします。1の収益的収入及び支出ですが、収入の合計は、3億3,573万9,061円であります。支出合計は3億2,482万123円です。

済みません。議案関係資料集の8ページで。ちょっとそのほうが簡略かと思しますので。8ページをお願いします。収益的収入及び支出ですが、収入合計は3億3,573万9,061円でありまして、支出の合計は3億2,482万123円であります。収入支出差引につきまして、1,091万8,938円であります。

2の資本的収入及び支出ですけれども、収入の合計は8,183万6000円、支出合計は2億1,484万2,729円で、収入支出差引マイナスの1億3,300万6,729円となりました。この収入支出のマイナスの1億3,300万6,729円につきましては、同額を補てんしておりますのでよろしくをお願いします。

詳細につきましては決算書を改めてお願いしたいと思えます。123ページから説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

1の収益費用明細書でありますけれども、科目ごと概要を説明しますのでよろしくをお願いします。款の農業集落排水事業収益であります。3億3,573万9,061円のうち、目であります農業集落排水施設使用料1億1,131万2,130円ありますけれども、これは収納率98.5%でありました。他会計負担金につきましては2億2,427万8,000円あります。これは先ほどと同じで、公営企業繰出基金より一般会計が負担すべきものとされているものでありますのでよろしくをお願いします。

124ページをお願いします。管渠費でありますけれども1,833万3,145円ありますけれども、管路施設とマンホールポンプ等の適切な維持管理により安定したサービスを提供したものであります。委託料であります。401万3,100円につきましては、マンホールポンプ場60カ所の管理委託料であります。修繕費であります。985万円につきましては、先ほどのマンホールポンプの6カ所の修繕工事費が931万2,975円となっております。私のほうからは以上です。

浄化センター所長 同じく124ページの浄化センター費。6,163万7,840円でございますが、浄化センター9カ所の維持管理等にかかわった経費でございます。節の委託料3,004万2,159円のうち、浄化センター管理委託料1,458万4,500円につきましては、処理場の運転管理業務を委託したものでございます。その中の汚物汲取等委託料1,516万6,644円につきましては、年間2,395トンの運搬処分を委託したものであります。

125ページをお願いします。節の修繕費1,618万円につきましては、やはり機械設備等の消耗摩耗腐食等による設備を整備し、維持機能を図ったもので、返送汚泥ポンプ、プロワー等の更新やオーバーホール等を14件、修繕工事したものであります。節、動力費1,340万8,963円につきましては、年間87万8,142キロワットの電気料でございます。薬品費36万3,825円につきましては、放流水の殺菌用薬剤等を購入したものであります。

下水道課長 続きまして、125ページの普及促進費をお願いします。6万342円につきましては農業集落排水施設改造資金利子補給金でありまして、36件分の利子補給であります。業務費の負担金でありますけれども、467万9,064円につきましては、農業集落排水施設使用料徴収事務等を下水道課のほうへ委託したものであります。総係費については経常経費でありますのでよろしくをお願いします。

126ページをお願いします。減価償却費の1億3,857万2,643円につきましては、有形固定資産減価償却費であります。

項の営業外費用9,146万8,940円のうち、節の企業債利息8,551万1,399円につきましては、過年度に借り入れた起債の利息であります。消費税につきましては361万4,388円。これは、仮受け消費税よりお支払いしている仮払い消費税の差額を納付したものであります。

次127ページをお願いします。資本的収入支出の明細であります。資本的収入の企業債でありますけれども、2,430万円は民間金融機関から借り入れをしました、公的機関からの高金利の伴います企業債を繰上償還したものでありますのでお願いします。負担金であります。5,693万6,000円につきましては、一般会計よりの負担金であります。受益者負担金の60万円でありますけれども、これは事業に要する経費のために受益者から徴収したものであります。

128ページをお願いします。農業集落排水事業管渠施設費でありますけれども86万6,250円であります。これは、汚水ますを3カ所設置した工事費であります。企業債償還金につきましては2億1,397万6,479円につきましては元金分の償還でありますのでよろしくをお願いします。以上であります。

委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問等ありますか。

永井泰仁委員 107ページの有収水量が、平成21年度が92.6%で、平成20年度が94.9%ということで、これまあ年々ちょっとここんとこ悪くなってきているんですが、これは下がってくるっていうのは、一般的には雨水とかなんだかどっかから流入していりゃあしないかっていうふうにも想像されるんですが、この辺の有収率の下がってきている要因はどんなふうに見てますか。

下水道課長 はっきりした原因というのは、答弁になるかわかりませんが、先ほどちょっと御指摘がありました雨水等の流入等もあろうかと思えますし、管渠等が老朽化している部分もあろうかと想像しております。よろしいですか。

永井泰仁委員 それと去年、平成20年、平成21年の辺を見るとやっぱり若干未収金がふえてきているんですが、これはしっかり徴収をしないのか、結果としてそういう具合にふえちゃったのか、この対策も含めてどんなふうに見てますか。

業務係長 先ほどの公共の使用料等の関係ありますけれども、やはり具体的な原因というのは公共の使用料のほうと同じような形で農集のほうも未収がふえてきているのではないかと考えられます。

永井泰仁委員 できるだけ大口はためないようにとか、未収にならないように早くからチェックをして、やっぱり大口のところは大体わかってくると思うんで、その決算の時に慌ててという形でなくて、普段の中でもしっかりまたやっていってほしいと思います。要望でいいです。

柴田博委員 124ページの浄化センターの管理委託料の関係ですけれども、浄化センター9カ所あるということでしたが、これは一括して管理を委託しているのか、それとも個々の浄化センターごとに契約をしているのか、その辺をもうちょっと説明をお願いします。

浄化センター所長 これにつきましては、浄化センターの導入している型式等がありまして、その型式等によって3社に委託をしております。

柴田博委員 その明細等はほかの資料で出てますか。

浄化センター所長 資料では入っていないです。具体的に申し上げますと。

柴田博委員 後で出してください。

浄化センター所長 委託先等につきましては109ページの(1)の委託の部のところに出ております。

柴田博委員 そうすると、109ページの一番上の表の1、2、3が一番上は贛川で、あとは場所は書いていないけれども型式ごとに分けられているということですか。

浄化センター所長 2番目の関係でございますけれども、これは小曽部、本洗馬、宗賀南部。それからその下、神稲建設のほうの関係でございますが、こちらが上田、勝弦、東山になります。ここに載っておりませんが、旧榑川村の関係で、贛川と若神子が木曽の光商会ということですよ。以上です。

中原輝明委員 ちょっと関連でいい。いやそれでさ、また同じようなことを言うんだけど、あれだな、そういう業者っていうのは、ほかの皆さんができないもんで一回取っつまや争って取るわけだ。この中へ、市役所のコンピューターも同じこと。うんと安くもいいわけさ。永久じゃんな。その型を一回壊してっからじゃなきゃ、えらい破損になって新しく入れかえた場合はその業者がまた外れるかもしれないがさ。そういうことを考えると、さっきの委託料みたいなものは圧縮してもいいと、おれは言いたいだ。自動でなっているだで、それで皆さんがこのまんまこうやってやっているけどさ、一斉に幾らって。そういうことをよく考えてやらないと、業者ともよく話をしなきゃ、おれはこれまずいと思うぞ、やっぱし。何でもその、その業者にぴしゃっで行っちゃうわけずら、ほかの業者はできないわけずら。ほかの業者も入れて入札してるの。ないでしょそれは、ある。

浄化センター所長 この入札につきましては、3年に一度、指名競争入札をして、それから2年随契という形をさせてもらっています。

副市長 ちょっと補足させていただきますが、そういう特殊なものですな、パソコンと言うか、それは毎年入札ということじゃなくて、3年に一遍っていうことで原則やらさせていただきます。3年に一遍入札をしていただいて、その次の時には一応随契でその1社とやらさせていただきます。3年ごとに全部変えると。例えば清掃の委託もやっていますけれども、そういうのも一応3年ごとにやっています。当初設計で入札させてもらって落札して業者が決まるわけですよ。それで次の年には、例えば上げてほしいって言った時には、それはどういうあれが上がっているのかと、例えば人件費は上がってないですよとか、そういうところを追及して設定していますので、そういうことをさっき言えばよかったですけども、そんなぐあいにやらさせていただきますので、必ずしも相手の言うなりじゃなくて、運搬費が上がっているようだったら、じゃあガソリンがどのくらい上がっているから何パーセントくらい上がるのはしょうがないねと、そういうようなことをやらさせていただきますので、この業務も同じようにやっているとぐあいに解釈していますのでよろしくをお願いします。

中原輝明委員 この9カ所の受益者のその加入割合っていうのは個々に出てるか。例えば、小曽部の浄化センターの関係はどのくらいの普及率かって。それあったらちょっと教えてよ。どこが一番最低か、一番いいところはどこか。それで洗馬はどうだ、上小なんて言っちゃあいけないが。いやそれで、その加入率も上げなきゃいけないと思うだよな。いいかい、上げなんでも。その辺の努力っていうのはしてるかい。それが問題だぜ。水洗化率だな。

水道事業部長 農集につきましては、基本的に施工する時に組合方式でありますので、その組合の全員の方がもう加入しているという形ですから、加入率は100%という解釈ができると思います。ただあと、水洗化率っ

て言いますか、普及率にしていきますと、それじゃあ課長のほうから。

中原輝明委員 それじゃあいいで、あとは書類でくれや。書類だか資料で。

下水道課長 わかりました。普及率につきましても、農集のと言いますが、100%という形です。

中原輝明委員 100%なんて、ありっこないじゃないか。おれのほうがわかってるわな。普及は、加入はしても違うだで。

下水道課長 水洗化率で言いますと、全体で90.3%。

中原輝明委員 だで、それをさ、さっきの9カ所、おのおの。

下水道課長 ちなみにそれじゃあ、済みません、今、表があるものですから。

中原輝明委員 いい、聞かなんでいい、それは、

下水道課長 はい、後でコピーで。

委員長 またあとで個々に。

中原輝明委員 もう一回。それで、下水道か、加入する時に新しくだよ、例えば、下水道の場合と農集排の場合の違いはあるの。例えば一つが50万円してたら片方は60万円とかさ、平等かい、同じかい。

建設維持係長 公共下水道の場合は、土地の面積に対しまして負担金をいただいております。市街化区域が450円。市街化それ以外調整区域ですとかが750円。一部北小野の特定環境保全公共下水道につきましては、790円いただいております。農集につきましては、それぞれ地区ごとに分担金が変わりまして、それぞれ1件あたりという方式になっておりまして、大体50万円前後というところが、ちょっと今詳しい数字が、地区ごとの数字がありませんけれども、そういった違いがあります。

中原輝明委員 それじゃあ、その加入促進をする職員っていうか臨時職員か何かいるの。加入促進か、普及率を上げるに。上げるにはただ何か嘱託職員か何かやっけていりゃあしないか、違う。下水道と農集と、同じだがさ。下水の普及をだれか、して歩いている人はいないか、職員。いるわけずらい。

下水道課長 嘱託職員には採用しておりまして、普及を含めてさっきの未収金も含めて徴収に回っている職員はおります。嘱託で1人です。

委員長 はい、ほかに。なければ質疑を終了します。討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第13号については原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第13号平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。この際、午後1時10分まで休憩します。

午後0時06分 休憩

午後1時10分 再開

委員長 休憩を解いて再開いたします。次に進みます。

下水道課長 済みません、先ほど御質問いただきました農業集落排水についての普及率の資料、そろっておりますので配付してよろしいでしょうか。

委員長 はい。

下水道課長 ちょっと一部、確認だけさせていただきたいと思いますが。

それでは済みません、確認の説明をさせていただきます。農業集落排水施設につきましては、御存じのとおり、各それぞれの地区、集落で工事を施工したものでありますので、先ほどもちょっと説明しかけましたけれども、普及率で言いますと100%で各地区ともなっております。ですので、農業集落排水については普及率は100%であります。そこにお配りしました資料に基づきまして言いますと、一番上の上田地区につきましては、水洗化率でありますけれども、水洗化は100%済んでいるという形で見ていただければいいと思います。最後の7カ所の計でありますけれども、水洗化率が90.4%、3月31日現在でなっておりますので、御確認いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 一応そういうことで、いいですね。

議案第14号 平成21年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について

委員長 それでは次に進みます。議案第14号平成21年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について、説明を求めます。

商工課長 議案関係資料の9ページになりますけれども、別冊で塩尻市駐車場事業決算書をお配りしてございますので、そちらで説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。まず2ページ目の塩尻市駐車場事業の概要について説明をさせていただきます。大門駐車場は、中心市街地の活性化のため平成3年、4年に市街地再開発事業によって設置された駐車場を取得して運営管理しているものでありまして、平成11年から駅前広場駐車場をあわせて一括管理してきたものでございます。各駐車場施設の概要については、ごらんいただいたとおりでございます。前年度の決算と違うところは、大門駐車場の駐車能力台数が2台減少しております。それは、1階の線引きの見直しによって変わったものでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、アの業務状況についてでございます。年度末における塩尻市大門駐車場の延べ利用台数は、22万6,663台で、前年度対比1万5,466台、6.4%の減少となりました。また、一日あたりの利用台数は約621台、前年度対比で42台の減となりました。次に、塩尻市駅前広場駐車場の延べ利用台数は、6万1,077台で、前年度対比4,957台、7.5%の減となりました。また、一日あたりの利用台数は約167台、前年度対比14台の減となりました。大門のほうにつきましては、イトーヨーカドー等の撤退による影響等が考えられることとございますし、駅前広場につきましては、景気の低迷と、それから駅の利用の時間がですね、短時間化されてきているというようなことによって減少したものだということにみえております。

続きまして、3ページの財政状況でございます。収益的収支でございますけれども、収入総額が6,554万2,407円で、支出総額が5,248万2,284円となりました。前年度との比較では、収入総額がマイナスの584万3,688円、8.2%減。支出総額がマイナスの572万1,363円、9.8%減となっております。支出の主な内訳は、営業経費として総係費が3,098万2,259円、減価償却費が1,357万2,311円、それから営業外費用としまして企業債利息の792万7,714円であります。収支差引につきましては1,306万123円が純利益となりました。当年度未処分利益剰余金は1,306万123円となりますので、これを減債積立金として処分いたすことにしております。なお、地方税等につきましては173万4,6

72円となっております。

資本的収支につきましては、収入総額は一般会計借入金が1,000万円、支出総額は企業債元金償還金としまして4,259万9,998円となります。なお、資本金収入額が資本的支出額に対して不足する額3,259万9,998円は、過年度分の損益勘定留保資金617万9,172円、それから当年度分損益勘定留保資金の1,323万8,378円、それから減債積立金処分額の1,318万2,448円で補てんをさせていただいております。

(2)の議会議決事項についてはごらんいただいたとおりでございますし、(3)番については該当がございません。2番の工事についても該当はございません。

次に、中身の業務の内容について説明をさせていただきます。(1)の業務量につきましては、大門駐車場の本年度の営業日数が365日で、清算業務をした台数は22万6,663台となっております。月ごとの内容につきましては、表をごらんいただければと思っております。それから、駅前広場駐車場の本年度の営業日数も365日で、延べ利用台数が6万1,077台となっております。

続きまして、事業収益に関する事項でございます。塩尻市大門駐車場、重要なところだけ説明をさせていただきます。駐車場の事業収益が5,284万8,383円です。主な内容は、営業収益の5,276万2,949円でございます。それから、営業外収益につきましては8万5,434円となっております。続きまして、塩尻駅前の広場駐車場ですけれども、営業収益等を含めまして、駐車場事業収益が1,269万4,024円ということでございます。

続きまして、事業費用に関する事項でございます。塩尻市大門駐車場につきましては、総係費、減価償却費等を含めまして、駐車場の事業費用が4,591万5,122円となっております。営業外費用につきましては792万7,714円ということでございます。駅前広場の駐車場につきましては、駐車場の事業費用が657万1,772円ということになります。

続きまして7ページに入りまして、会計についての報告をさせていただきます。(2)番の企業債及び一時借入金の状況です。企業債にかかわる償還につきましては、平成21年度に公営企業金融公庫の平成4年分、平成5年分の2件にかかわる償還をさせていただいております。4,259万9,998円、これにかかわる利息として792万7,714円、合計5,052万7,712円の支払いをさせていただきました。未償還残高につきましては、お手元の資料の18、19ページをごらんいただきたいと思っております。そちらのほうに企業債の状況についての記載がございますので、御確認をいただければというふうに思っております。

続きまして、もう一度7ページのほうに戻っていただきまして、(3)の他会計借入金の状況でございます。借入金の償還につきましては、今年度ございません。今年度、逆に、塩尻市一般会計から1,000万円の借り入れを実行しております。この未償還残高につきましては、先ほど見ていただきました18、19ページの企業債の明細書のほうをごらんいただいて御確認をいただければというふうに思っております。

続きまして、塩尻市駐車場事業会計の決算について、資料の9ページになります。ごらんいただきながら説明をさせていただきたいと思っております。(1)の収益的収入及び支出の収入につきましては、先ほどの事業の収益の中で詳細について説明させていただいておりますので、主だったところのみ説明をさせていただきます。収入につきましては、駐車場事業収益が6,881万5,014円ということでございます。支出につきましては、5,

575万4,891円ということになります。

続きまして(2)の資本金収入及び支出につきましては、先ほど説明しましたように、一般会計からの1,000万円の借入れによって、支出のほうの4,259万9,998円の支出をしたという内容でございます。

続きまして、次のページの11ページをお願いいたします。駐車場の損益計算書になります。主だったところのみ説明をさせていただきます。営業収益のほうは6,545万6,973円、それから営業費用のほうは4,455万4,570円で、営業利益としましては、2,090万2,403円ということでございます。営業外収益につきましては8万5,434円、営業外費用につきましては792万7,714円ということで、マイナスの784万2,280円ということで、経常利益としましては1,306万123円ということでございます。引き続きまして、当期利益、当期末処分利益につきましては1,306万123円という概要でございます。

続きまして、次のページの12ページになりますけれども、駐車場事業の剰余金の計算書でございます。利益剰余金の部につきましては、減債積立金が、前年度の繰越額が1,318万2,448円、当年度の処分額と同額でございますので、結果ゼロということでございます。それから利益積立金につきましては、前年度末の残高が900万円でございます。積立金合計が900万円ということになります。それから3番の未処分利益剰余金につきましては、前年度の未処分利益剰余金が1,318万2,448円でございます。減債積立金として同額でありますので、繰越利益剰余金の年度末残高はゼロということでございます。当年度利益につきましては1,306万123円ということになっております。

続きまして、その下の4番の剰余金の計算書でございますけれども、同じく当年度の未処分利益剰余金が1,306万123円でございます。この分を利益剰余金処分額として1,306万123円ということで処理をさせていただいたものでございます。

続きまして、次のページの13、14ページのほうを見ていきます。駐車場事業の貸借対照表でございます。資産の部でございますけれども、1の固定資産が、合計額で恐縮ですけれども、7億5,581万1,663円ということでございます。無形固定資産につきましてはゼロ円ということで、固定資産合計が7億5,581万1,663円でございます。流動資産につきましては、現金預金、未収金等あわせて、5,902万3,791円ということでございます。資産合計としましては、8億1,483万5,454円でございます。

14ページのほうに入りまして負債の部でございますけれども、固定負債の他会計借入金、平成21年度一般会計からの借入金1,000万円を足しまして2億2,000万円ということでありまして、修繕引当金等を足しますと、2億3,002万3,833円ということになります。流動負債につきましては、合計で687万7,633円ということで、負債合計が2億3,690万1,466円でございます。

資本の部につきましては、自己資本金が4億2,578万8,524円、それから借入資本金が1億3,008万5,341円ということで、資本合計が5億5,587万3,865円でございます。剰余金につきましては、利益剰余金の合計が2,206万123円ということございまして、資本合計が5億7,793万3,988円、負債・資本合計が8億1,483万5,454円という内容でございます。

続きまして、決算の附属資料ということで収益費用の明細について記載をさせていただいております。金額等につきましては先ほど説明させていただいておりますので、簡単に重要なところだけ説明をさせていただきます。駐車場事業収益の営業収益については、合計で6,872万9,580円。それから営業外収益が8万5,

434円ということで、合計で6,881万5,014円ということになります。費用の部につきましては、営業費用が4,609万2,505円、営業外費用が966万2,386円ということで、合計で5,575万4,891円でございます。

17ページの資本的収入支出につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略をさせていただきたいというふうに考えております。

最後、18、19ページをごらんいただきたいと思います。ここにつきましても先ほどごらんいただきましたけれども、有形固定資産につきましては、ここに記載させていただいているような内容でございます。それから、企業債の明細につきましても、こちらに記載させていただいておるような状況でございます。未償還残高が先ほど説明させていただいたような内容となっております。最後に5番の他会計借入金の明細につきましては、ごらんいただいているような内容でございます。一番下の2億4,172万641円が他会計からの借入金の合計という内容でございます。以上で、まことに簡単で恐縮ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問等ありましたら、お願いしたいですが。

丸山寿子委員 2ページのところで、駅前広場の駐車場利用台数というふうにありますけれど、先ほど、減った原因が利用者の短時間化ではないかという話だったんですけど、この利用台数は、30分未満でお金を払わない人の台数は入っていないという意味ですか。どういうこと。

商工課長 長い時間をとめています台数につきましては、長い時間とめていますと当然料金がかかりますので、そういう部分が大事で、だいが皆さん短く、利用される時間が少なくなってきたということで、台数の中には30分未満の無料の皆さんも入っているということです。

五味東條委員 30分間無料。

商工課長 塩尻駅の。

丸山寿子委員 切符を買いに行く人もいるから。30分未満の人と30以上の人というのは、割合はどのくらいですか。

商工課長 ちょっと今、資料を。担当の係長のほうから説明しますので。

商業労政係長 それでは、平成21年度の利用台数ですけれども、全体です、利用台数につきましては4万5,396台ございました。

丸山寿子委員 済みません、大門駐車場なんですけれども、利用台数ですが、4ページには清算業務をした利用台数という書き方をしてあるんですけど、この精算業務というのは、例えばお店で買い物をしてスタンプを押してもらった分も入るのか、それともその時間も超えて現金で払ったということなのか、お店での分も入っているということですかね。

商工課長 そのような理解でよろしいかと思ます。

柴田博委員 4ページのところの関係で、駅前のほうの駐車場ですけれども、バスの関係は、塩尻駅発着で観光バスとかもだいが出ているようなのですけれど、そういうバスなんかの台数は別にわかっているれば、一日あたりどれくらいかということと、その場合には料金等はどうなっているのか、お願いします。

商工課長 平成21年度では、約900台ということで、一台あたり510円をお願いさせていただいており

ます。

柴田博委員 900台、すると一日何台になるんですか。

商工課長 900台で、平均しますと。

柴田博委員 3台くらい。

商工課長 そうですね、2台半くらいです。

丸山寿子委員 今のバスに関連して、ここに駐車能力台数、バス整理場10台とあるんですが、この10台というのがあまり、どこなんだろうという。タクシープールの東側には2台とか3台というのは目でも見ているので、あれなんですけれど、ほかの部分って、いいって言われていないけれど、とりあえず路線バスの前のほうにとめているとか、そういうことかなと思っていたんですが、10台もとめられたですか。

商工課長 今おっしゃったタクシー駐車場の東側のところにですね、ちょうどガードレールというか、車の回るところがございますので、そこです。ロータリーの外側の部分と言ったらいいですかね。

丸山寿子委員 わかりました。

中原輝明委員 駅前と言うが、駅西はどうなっているだい、あれ、あの駐車場は。

商工課長 今、説明させていただいた駐車場の中にですね、駅東も駅西も含めての話ということで御説明させていただいております。同じ体系のかつこうで管理させていただいております。

中原輝明委員 質問があつて、言わないで、どこか抜けているようなものだ。心配しちゃうだ。

委員長 ほかに、なければ、質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第14号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第14号平成21年度塩尻市駐車場事業会計決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第15号 塩尻市営住宅管理条例等の一部を改正する条例

委員長 議案第15号塩尻市営住宅管理条例等の一部を改正する条例について、説明を求めます。

建築住宅課長 それでは、議案関係資料のほうで説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。議案関係資料の10ページですけれども、議案第15号塩尻市営住宅管理条例等の一部を改正する条例、1提案理由。塩尻市営住宅等から暴力団員を排除し、入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩を確保するため、必要な改正をするものなどです。

2概要。次の条例の入居者の資格、同居の承認、入居の承継及び住宅の明渡請求の規定に、暴力団員を排除する規定を加えるものなどです。該当条例につきましては、(1)塩尻市営住宅管理条例、(2)塩尻市特定公共賃貸住宅条例、(3)塩尻市榑川地区定住促進住宅条例でございます。

3条例の新旧対照表につきましては、11ページから記載されておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。改正案の方向で説明をさせていただきます。塩尻市営住宅管理条例新旧対照表、第5条、入居者の資格に、第5号を追加するものでございまして、これにつきましては、内容

的には、申込者、その同居者とかこれから同居しようとする親族を含むわけですが、こういう方が暴力団員である場合には入居の許可をしないという内容のものでございます。12ページをお願いいたします。12ページの第11条、同居の承認でございますけれども、11条に第2項を追加するものでございまして、内容的には、同居しようとする者が暴力団員である場合には、同居の承認をしないという内容のものでございます。続きまして第12条でございますけれども、これは、入居の承継でございます。これにつきましても、第2項を追加するものでございまして、内容的には、入居者としての地位の承継を受けようとする者が暴力団員である場合には、入居の承継の承認をしないという内容のものでございます。続きまして13ページをお願いいたします。第40条、住宅の明渡請求でございます。これにつきましても第6号を追加するものでございまして、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した時は、明け渡しを請求することができるという内容のものでございます。

続きまして14ページをお願いいたします。14ページ、第50条でございますけれども、塩尻市営住宅管理条例の中に第48条から第52条にかけまして、みなし特定公共賃貸住宅の規定というものがございまして、そのうちの第50条に入居者の資格というものがございまして、これにつきましては、3号、4号を追加するものでございますけれども、3号、4号につきましては、塩尻市特定公共賃貸住宅管理条例というものがございまして、それに整合をあわせるために3号、4号を追加するものでございます。それから5号につきましては、入居者の資格ということで、申込者、あるいは同居人とかこれから同居しようとする親族を含むわけですが、暴力団員である場合には入居を許可しないという内容のものでございます。その他については、文章の整理とか、語句の整理になっております。

続きまして16ページをお願いいたします。16ページですが、塩尻市特定公共賃貸住宅条例の新旧対照表でございます。改正案のほうで説明をさせていただきます。6条、これにつきましては、入居者の資格ということで、市営住宅管理条例と同様、5号を追加するものでございまして、申込者、その同居人あるいは同居しようとする親族も含むわけですが、暴力団員である場合には入居の許可をしないというものでございますし、第11条、同居の承認、これにつきましても市営住宅管理条例と同様に、暴力団員である場合には同居の承認をしないというものでございます。それから12条、入居の承継、これにつきましても市営住宅管理条例と同様、入居者が承継しようとする場合には、暴力団員である場合には入居の承継の承認をしないという内容のものでございます。17ページをお願いいたします。17ページ、第27条、住宅の明渡請求等でございます。これにつきましても、市営住宅管理条例と同様、暴力団員であることがわかった場合は、明渡請求ができるというものでございます。

続きまして18ページをお願いいたします。塩尻市榑川地区定住促進住宅条例新旧対照表でございます。第6条、入居者の資格。これに4号を追加しまして、これにつきましても塩尻市営住宅管理条例と同様の内容のものでございます。それから第11条、同居の承認でございます。これにつきましても2項を追加するものでございまして、内容的には塩尻市営住宅管理条例と同様の内容のものでございます。それから第12条、入居の承継でございますけれども、これにつきましても塩尻市営住宅管理条例と同様の内容でございます。それから19ページをお願いしたいと思いますけれども、第27条、住宅の明渡請求等、これにつきましても第6号を追加いたしまして、暴力団員であることが判明した場合は明渡請求ができるという内容のものでございます。

済みません、10ページに戻っていただきたいと思います。4、条例の施行等でございます。平成22年10月1日から施行するものでございます。なお、この条例の有効性を確保するため、塩尻警察署と暴力団員に関する情報の提供等について、塩尻市営住宅等からの暴力団員排除に関する協定書を締結し、連携して対応することとしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問等ありましたら、お願いします。

中原輝明委員 今までこれを説明したが、それに類似したような暴力団員が入った経過は、過去にあるのか、ないのか。

建築住宅課長 私の記憶の中では、過去にはちょっとそういうことを聞いてないんですけども、現在については、警察のほうへ、電話ですけれども、確認したところ、そういう方は入っていないという返事をいただいております。

中原輝明委員 それでいいが、それで、今までの経過はないが、暴力団員、たとえあっても静かにしていればいいということではないだ。難しいところだぞ。

建築住宅課長 暴力団員が住宅に入居できないということはですね、入居する時にも、同居する時にも、入居の承継をする時にも、結局、収入申告というのをを出していただくわけです、すべての入居者から。その収入申告がですね、暴力団員の方は信用できない。不法な手段で収入を得ていて、それは信用できないから、そういう書類は信用できないから入居は拒否できるというような、そういう国のほうの見解です。

中原輝明委員 暴力団員であるか、ないかというのは、職員の皆さんでも、警察でもわかりにくいと思うんだけど、実際はな。本当に喧嘩でもしてリストに載ってないきゃ、わからんよ、内輪だけじゃな。心の中の暴力団だっているだ。問題はあれじゃないの。本当にいいか、いけないかという判断というのは、皆さんじゃ無理だ。実際は、そう思わないか。そこらのところどうだ、自信を持って判定できるか。

建築住宅課長 暴力団員かどうかというのは、はっきり私のほうでは判定するのは難しいとは思いますが、例えば窓口ですと、刺青をこうやって見せたりですね、恫喝、脅かしがあったりですね、あと、新聞等で暴力団員何々というような名前があったりすれば、そういう部分については警察のほうへ照会をして判断をするという、そんなような協定を結ぶということでございます。

中原輝明委員 もう1点。今この中に市税滞納分という部分があったが、これらの関係で市内の住居者の中には滞納している者は、市税はいない、一切、いるの。それは確認しているの。ちゃんと載っているよな、滞納者はこうだと書いてあったぞ。そういう場合の確認をしているか、いないかというの、どこに書いてあるだ。書いてあるよ。それはそれとして、そういう確認はしているのか。入居しちゃいけないって書いてあるじゃん、滞納者は。

建築住宅課長 滞納している方は、一応リストはつくって、滞納整理あるいは連帯保証人さん等を通しましてですね、まああの。済みません。市税を滞納していないということで、それは納税証明をつけていただいて、滞納している場合は、入居はお断りするというような状況です。

中原輝明委員 それじゃ一発で、これからの方向づけというだけ、指針としてと言っていいか、何でいいかわからんが、やっぱり市税を滞納する者は市営住宅に入る資格は、おれはないと思うな。やっぱり、そのための市営住宅というのは、安い賃料でやっているもんで。そこらのところは、入居者にもよく注意してもらおうのと、保

証人が問題だぞ。おれ、いつも話したことがあるが、昔、おれ、保証人をやったことあって、おれが払ったで、保証人が。そのくらいな、やっぱり責任を負ってもらわなきゃ。それはやっぱり、その窓口の指導者が指導をびしゃっとしなきゃいけないと思うだよ、滞納ということになれば。それで、保証人が。それだで、保証人というのは、それをかわりをやるということずら、その保証人は。ただ名目だけじゃないずらに。その取り扱いをだれが責任を持ってやるかというのが、これはだれだと思う、責任を持ってやらなきゃいけないのは、皆さん、だれだと思うや。

建築住宅課長 保証人、滞納されている方につきましてはですね、保証人さんとも連絡を取りまして、通知も出しておりますので、窓口へ保証人さんと入居者と来てくださいというような通知も出しております、まあ、きのうあたりもやってきておりますので、それは、住宅系のほうでそういうことには責任を持って対応していきたいと思っています。

中原輝明委員 それはやっぱり、あれじゃないか、保証人というのは本当に来て、ただ紙っぺらのところに書いただけの保証人で、みんな通用しているわけだな、今のところはそうでしょう。それを失念しているわけだ。実は滞納になった時にその保証人に請求しても、私は関係ないよ、とそういうことになるわけだと思うがさ。だで、その辺の確認をびしゃっとしておけば間違いないと思うだよ。保証人というのは、この人が滞納した場合は代納しなきゃだめだよということを、ちゃんと保証人に伝えておかなきゃ、両方で理解してなきゃ。そういうやり方をしていかなきゃ、滞納は減らないわな。そうじゃないかや。

建築住宅課長 保証人さんにつきましてはですね、その方の保証人になる時に、連帯保証人確約書という、そういう書類を出していただきましてですね。

中原輝明委員 書類はわかるさ、わかるけど、実際にできないじゃないか。

建築住宅課長 実際問題、そういうことで滞納のある方につきましては、保証人さんのほうに連絡しながら対応しているという、それはちゃんと、紙っぺらだけじゃなくて、確約書がございますので、それに基づいて保証人さんのほうから催促していただいたりとか、そういうことはやっております。

中原輝明委員 努力しているのはわかるが、その前の責任をびしゃっと、皆さんがしなきゃいけないわ。保証人に。入居者に、保証人と同時に。それが原点だと思うよ。だで、努力してることはわかるが、そういうぐあいに注意してやってほしいということさ。こんなものあれだよ、どんどんふえるよ。保証人なんてものは、ただ紙っぺらに書いてきて、さあ皆さん、いいわと言ってやって、相手と本当に協議してきたものではないずらい、保証人と。それだけやってあるか。例えば、来た場合に。保証人に電話して、これこれこういうわけだで、いけない場合はあなたが払わなきゃだめだよと、それぐらい電話でできるでね、一本で。保証人は、住所もすべて明記されているでしょう、違うか。

建築住宅課長 今、委員さんがおっしゃるようなことは、保証人に対して、家賃が滞納になっておりますので、入居者がどうしても払えない場合は保証人さんのほうで債務を肩がわりしてやるというような、そういう話はしております。

中原輝明委員 あのねえ、そっちだけじゃないわ、みんながそうだ。ここだけは、うまい字句でみんな返ってくるだ。それは、とてもじゃないが最強だわ。みんな逆だ。やっちゃいけないが、ここでは言い逃れさ。松原だけじゃないがな、みんなが。これは注意していかなきゃだめだぞ、本当に。議員が、議員というよりみんな知って

る。ここだけで応答してすべてが終わっていった、内容は実際やっていないと、こういうことになっちゃう。本当に正直な話をすると、そうでしょう、皆さん。例えば、中原がこうやってやって、中原を今納得させてりゃ、後はいいわと、こうじゃないか。それを追求していかなきゃいけないというのが問題だ。副市長がよく言うように、副市長が全部責任を持って、おれがいい答弁をすりゃあ、いいと。それで、後ろの衆は、ああ良かったと。それで、あしたはもう忘れてる。これ、はっきり言うとそういうことだ。そうじゃなきゃ、言っていることが本当に実行されていりゃ、スムーズに行くよ。滞納だって少なくなるよ。真剣にやらないせいで。ぜひやってほしい。要望だ。

柴田博委員 14ページの今の50条の関係ですけれども、その一番初めに、48条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、と書いてあるんです。48条って何を規定した条文ですか。

建築住宅課長 これは、みなし特公賃による入居のことを書いてございまして。

柴田博委員 ということは、ここに書いてある(4)で、市税等を滞納していない者というのは、一般の市営住宅には適用されないということですか。

建築住宅課長 市税等を滞納していない者というのは、一般の市営住宅の場合もそういうことでございます。ただ、今まではですね、この2号、3号というのが、入居者の資格の中になかったんですよ。塩尻市特定公共賃貸住宅条例にはこの3号、4号が入ってございましたので、みなし特公賃のほうにもそれを入れて条例を整備したということです。

柴田博委員 だから、普通の市営住宅にも適用されるわけ、それは、

建築住宅課長 普通の市営住宅へ入る時も、市税等を滞納していない者というのは、条件には入っています。

柴田博委員 それはでも、一番初めの5条のところ規定するんじゃないの。

建築住宅課長 みなし特公賃というのはですね。

柴田博委員 市営住宅のことを言っているんだよ。

建築住宅課長 済みません、市営住宅のほうは、市営住宅の管理条例の第5条の4号ですか、4号に、市税等を滞納していない者であることということで条件は載っております。こちらは、みなし特公賃なものですから、例えば、低所得者じゃなくて中堅所得者が入る場合の規定になっているものですから、そういう方が入る場合も市税は滞納していちゃいけないですよという、そういうことを言っています。

柴田博委員 50条は、ということですね。

建築住宅課長 はい、そうです。

柴田博委員 50条で規定しているのはそういうことなので、一般の市営住宅には適用されないのかと思って、5条のところにそういうのが入っていなかったもので、今、略してあるところにあると言ったけれど、違うのかなと思って聞いたんだけど、要は、今までと変わってはいないということですね。

建築住宅課長 市営住宅のほうは今までとは変わってはいないです。

五味東條委員 そもそも、お聞きしたいけれど、暴力団というものはね、大体どういうものだい。具体的に、不当な行為の防止等に関する法律の2条6号に規定する暴力団というものは、そもそもどういう暴力団を言うだい。

建築住宅課長 暴力団というのは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律というものがございまして

て、これは一般的には暴力団対策法と言うんですけども、この中に、この法律の2条に定義というものがございまして、2条の6号から、暴力団員というのは、暴力団の構成員をいうとなっています。暴力団というものは、2条の2号に、その団体の構成員が集団的に、また、常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体と、そういうふうに暴力団というのは規定されています。その構成員が暴力団員という、そういう法律で決められていることです。

五味東條委員 だから、暴力団に入る構成員が暴力団員なんですよね。だから、はっきり言えば、構成員じゃなきゃ暴力団員ではないわけだわ。そういうことずら。だから、ただ、みんな、暴力団だ、あいつはおかしいぞと言われたってね、正直なところ、構成員じゃないやつはいっぱいいるわけさ、はっきり言うと。だから、その辺をきちんとやっていかないと、そのほうがいわゆる悪さをするわけせ。親方なんてものは、もう何にもしないだよ、そういうところはね。だから、そういうような人たちを気をつけてもらいたいなと思います。具体的にどうですか、その辺。

建築住宅課長 市営住宅は、住宅というのは法律に基づいて入居していただいているという部分もございまして、今までは、こういう暴力団というのは、大体言葉がですね、大体、要は勝手に使っているような部分であって、法律的にはなかったのを、この暴力団対策法でこういう言葉が出てきて決まったということの中でですね、今までについては、暴力団であっても入居は拒否できないというような、そういう国からの通達というか、そういう指導があったんですけども、今回は、こういう暴力団対策法というのがございまして、そういう中で、暴力団に規定される人については入居を拒否できるというような内容になっておりますので、暴力団員でなくても、似ているから入居を拒否するというのは、ちょっとなかなか難しい面もあろうかと思えます。

委員長 ほかに。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第15号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第15号塩尻市営住宅管理条例等の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第18号 市道路線の廃止及び認定について

委員長 議案第18号市道路線の廃止及び認定について、説明を求めます。

都市づくり課長 それでは、議案関係資料の23ページからをごらんいただいて、そちらのほうで御説明をさせていただきますと思います。議案第18号でございますが、市道路線の廃止及び認定についてということで、提案理由でございますが、市道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要でございますが、1路線を廃止し、新たに5路線を認定をお願いするものです。具体的な内容でございますが、まず1番といたしまして、都市計画道路事業に伴うものということで、これは図面をごらんいただきたい

と思いますけれども、25ページでございますけれども、まず1路線の廃止ということで、高校北通線が開通し供用されたということに関連しての廃止路線ということで、番号でいきますと3108、これについて一たん廃止をさせていただくというものでございます。

次に、認定4路線ということで、図面でいきますと26ページになりますが、今廃止をさせていただきました路線を、新たに高校北通線で分断いたしますので、3519と3520とわけて再認定をかせさせていただきます。それと、高校北通線の側道、北側、南側の側道について新たに認定をかせさせていただくという内容でございます。延長等については、23ページに記載させていただいておりますのでごらんいただきたいと思います。

それからもう1件でございますが、23ページ2番ということで、開発事業に伴うものということで、1路線を認定させていただきたいというものでございます。図面でいきますと、27ページに記載させていただいておりますが、これは、堅石地籍におきまして民間が開発をいたしました道路でございます。起点、終点が市道に接続する道路でございますが、96メートルについて新たに認定をお願いしたいというものでございます。これに伴いまして、24ページに書いてございますけれども、9月、この定例議会に提案させていただいたものでございますが、2,431路線になりまして、合計延長におきまして、88万6,255メートルということになります。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問等ありましたら。

中原輝明委員 市道認定することはいいと思うが、ただ、この廃止したで、陸橋になったもので、その下の路線をと、こういうことだと思うが。ただこれをやらしてもらえば入れることは大賛成だが、路線の幅員の関係についてどこかで勘案してやらないと、市道認定は同情してやらなきゃいけないような場所もあるもので、その辺は臨機応変と言っはいいけないが、状況によって幅員の広い、狭いにかかわらずやっていっていただきたいというのが、おれのお願ひするところ。これは、塩尻市全体から見て、そういうところもあると思うもので、これだけはちゃんと貴重な言葉だとして残しておいてよ。そうやって皆さんも判断してもらわないと、今後、地域も良くなれないと思うだよ。狭いところは狭いでだめではなくて、やっぱりそういうところも見直してやっていただくということを申し添えて、要望としてお答えはいいりません。よろしくお願ひいたします。以上です。

柴田博委員 今の関係もあるんですが、幅員ですけれども、2つにわけた道路は、2.3から2.5メートルということなんですが、あまり通ったことはないけど、通常、自動車等通れる道路なんです。

都市づくり課長 幅員的には非常に狭いわけでございます。大型は当然通れませんけれども、軽、普通車等はぎりぎり通れます。それで、今、中原委員さんのほうからも言われましたけれども、以前、生活道路の整備推進ということの中で、舗装新設ですか、新規に舗装整備を進めようということの中で、一時期、市道認定をすべての幅員にかかわらずどんどん認定をしてですね、総延長を延ばして、そして生活道路を整備してきたという経過がございます。そんな関係の一つとしてこの道路も位置づけされていると思いますが、そういうことで再認定をこのたびかけさせていただいたということでございます。先ほど、中原委員さんのほうからも要望ということで受けさせていただきましたけれども、今後につきまして、現在の基準では4メートル以上ということになっております。これは、一定の生活水準ということの中で、だいたい道路が整備されてきた中で、今後については限られた予算の中で道路を整備していく上で、最低、建築基準法に基づく4メートルの道路については、関連する

皆さんの協力をいただく中でということ、市道認定基準が昭和60年に議会のほうにも相談されて現在に至っているというように考えております。この辺につきましては、今後、様子を見ながら研究をさせていただく一つの研究課題ということで、御指導いただきたいというように思いますので、よろしくお願いいたします。

中原巳年男委員 2319を民間で開発して、市道認定するということなのですが、民間で開発して道路のところへ側溝をつけてあるんだけど、行き先がない側溝をつけてあるところが結構あるんですね。この場合は、どういうふうになっているんですか。

都市づくり課長 道路排水が既存のU字溝と結ばれないような場合につきましては、当然ですが、浸透ますを規定の基準に基づいて処理をするようにということで指導させていただいて、市のほうであと受けるという形で、ここもそのような形にさせていただいて、浸透ます処理になっております。

委員長 ほかに。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第18号については、原案どおり認めることに御異議ございません。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第18号市道路線の廃止及び認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

委員長 議案第19号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中、経済建設委員会の案件について、御説明をお願いします。

農林課長 それでは、補正予算資料でございますけれども、20ページをお開きいただきたいというふうに思います。6款農林水産業費1項2目の農業総務費でございます。612万9,000円の補正増をお願いするものでございます。21ページの説明欄をごらんいただきたいと思いますが、職員給与費624万4,000円の減額でございます。これにつきましては、農業公社の設立に伴って職員を派遣するというので、給与費を減額するものでございます。

次の丸になりますけれども、農業総務事務費で農業公社運営補助金1,237万3,000円。これの増額をお願いするものでございますけれども、農業公社の設立に伴って、公社が事業を行う上で必要な経費について運営補助金として支出するものでございます。内容としましては、農作業の労力支援、あるいは、農用地の利用集積円滑化事業の実施、それから、耕作放棄地対策、担い手育成対策、市民農園の管理、あと、農業情報の受発信等の業務にかかわる部分でございます。

22、23ページをお開きいただきたいというふうに思います。3目の農業振興費でございます。286万1,000円を減額するものでございます。説明欄の中で、農作物等災害対策事業200万円の減額でございます。猿害対策事業委託料392万4,000円を減額いたしまして、猿害対策事業負担金192万4,000円をお

願います。これにつきましては、市が獺友会に委託しております猿追い事業でございますけれども、市の有害鳥獣駆除対策協議会が事業主体になりまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金、これを直に受けて事業を実施するというこの中で、限度額200万円でございますけれども、その補助残を事業負担金ということで組みかえをお願いしたものでございます。

次の2つ目の丸、ふるさと農業ステップアップ実践事業の中の営農サポートセンター運営負担金100万円の減額でございますけれども、これにつきましては、公社の設立に伴って、営農サポートセンターの運営負担金を補助金に組みかえるものでございます。

次、農作物自給率向上事業13万9,000円の減額でございますけれども、消耗品、市民農園管理委託料に關しましては、農業公社へ組みかえたものでございますし、数量調整円滑化推進事業補助金47万4,000円の減額、それから、水田農業経営確立推進指導事業補助金70万円につきましては、国の米政策の転換に伴いまして、推進事務費でございますけれども、事業が円滑化推進事業から指導事業に変わったということでの内容でございます。増額につきましては、事務費等の内容がふえてきているということでございます。

それから、9目の土地改良施設維持管理適正化事業費でございます。6万4,000円の増をお願いするものでございますけれども、維持管理適正化事業負担金6万4,000円につきましては、適正化事業ですけれども、加入して開始を計画しております両内田の土地改良区のポンプ施設でございますけれども、機能診断によって事業費が確定したということで、負担金の増額をお願いするものでございます。以上です。

観光課長 私のほうからは、7款商工費1項商工費の観光費について、補正額385万5,000円を増額させていただくものですが、その内訳としまして、まず観光施設維持管理費ということで、高ボッチ高原自然保護活動事業委託料ということなんですけれども、6月の議会でも柴田議員さんのほうから御質問いただきまして、観光サイドとして草競馬場周辺のコナシの除伐を、2年間ぐらいちょっと様子を見ながら対応していきたいということで、緊急雇用創出事業補助金を使いまして約11ヘクタール対応していこうかなということで、これにつきましては、自然保護ボランティアと話をしながら対応していきたいということで、提示をさせていただいております。次に、観光施設整備工事ということで、奈良井駅前の横に木の看板がありまして、案内板がついていたものなんですけれども、それが7月上旬の突風により倒れてしまったということで、その立てかえということで147万円計上させていただきました。

続いて、広域観光推進事業負担金ということですが、県営松本空港の利用促進協議会負担金ということで、数年、秋、11月以降になりますけれども、利用率が極端に下がるというようなことで、地元利用促進協議会の中で福岡便について協力していかなくちゃいけないというようなことから、その冬期助成事業の負担金、それから宣伝活動費として中部地区ワイン観光PR用のDVDを作成したいというようなことから、この金額に100万円を負担金として計上させていただきました。以上です。

建設課長 引き続きまして、8款土木費の2項道路橋梁費の道路維持費の関係ですが、補正額46万2,000円をお願いするところです。説明につきましては、これにつきましては、今、国道19号の関係で桜沢の改良を行っておりまして、この関係に伴います日出塩地籍の石碑の移転でございます。これにつきましては、国土交通省からの補償費でやっております。

ページをめくっていただきまして、次24、25ページをお願いするものでございます。3目の道路新設改良

費につきまして、補正額 5,960万5,000円をお願いするものでありますが、説明でございますが、道路新設改修事業の関係の工事委託料、これにつきましては30万円増につきましては、長野自動車道の跨線橋の安全点検によりまして、今、12市町の補修工事の委託をやっておりまして、その関係での補正価格で増額をお願いするものでございます。それと、次の市道新設改修工事の2,254万5,000円につきましては、広丘東通線につきましてエプソン精和荘のところの交差点改修工事につきまして、用地の関係で、地権者から御了解が得られました関係で、その交差点改修工事をやらせていただきたいというように考えておりまして、これについて主に工事費の増額をお願いするものであります。内容につきましては、私ども、川岸線とか堅石通学線等の工事等いろいろやっておりまして、その中での精査した金額で、2,254万5,000円の計上でございます。次の用地取得費につきましては、広丘東通線の関係での地権者との用地費の確定に伴いましての金額でございます。次の支障物件移転補償費につきましては、今、檜川地区で行っております川岸線の関係でして、国道19号の右折レーンに伴います道路拡幅につきまして、詳細設計を今、国土交通省で行いまして、この右折レーンの用地関係者8名との話し合いを進めてまいりました結果、用地交渉で基本的な合意が得られまして道路幅が確定になりまして、補償の増額をお願いするところであります。

次に3目の社会資本整備総合交付金事業費の関係は、これにつきましては平出一里塚線の道路工事につきまして、工事費と補償物件の関係での中電等の補償費等の値段でございます。私からは以上です。

建築住宅課長 続きまして、5項住宅費1目の市営住宅管理費でございます。市営住宅管理維持補修費400万円をお願いするものでございます。これにつきましては、市営住宅も老朽化が進みまして、西条団地で40年前後、牧野団地で30年以上が経過している中、ことし4月から7月の市営住宅入居者が、昨年、平成21年の13件に比べまして、ことしは23件と、10件も多くなっておりまして、これに伴いまして住宅の内壁や床、水周り等、市で補修しなければならない工事が多くなってきております。また、吉田団地で2月に発生しました火災等に伴う補修工事もございまして、今後予想される入退去に伴う老朽化補修工事や営繕工事等が、当初予算では対応できないため補正をお願いするものでございます。以上です。

農林課長 26、27ページをお開きいただきたいと思っております。11款災害復旧費1項1目の市単農業施設災害復旧費でございます。155万円の増額をお願いするものでございますけれども、本年、天候不順ということで、7月11日以降の降雨によりまして、奈良井川水系で非常に荒れたということがございまして、頭首工の土砂除去のための重機借り上げ、あるいは、ため池ののり面復旧工事を行うものでございます。よろしくお願いたします。

建設課長 引き続きまして、土木施設災害復旧費の関係につきまして594万7,000円の増額をお願いするものでありますが、去る8月5日の議員全員協議会で御説明させていただきました市道大久保線及び川入線の関係につきましては重機借上料の補正でございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問等ありましたらお願いたします。

丸山寿子委員 23ページで、農作物の自給率向上事業ということで説明がありましたが、そもそもこの事業の目的というか、その辺をちょっとまず教えてほしいんですけど。これを見れば市民農園というものもあるので、水田だけでなく農業全般で自給率ということを行っているのかなとも思うんですが。それともう1点、国では

国全体としての自給率、40%未満ということで発表しているんですけど、当市の場合は、当市全体で考えて自給率というのは出されているわけですか。

農林課長 国のほうでは、自給力向上事業ということで名称がございませけれども、私ども、平成22年度に關しましては事業の統合をさせていただきまして、米の生産調整という部分がございましたけれども、一つの転作するという中で、水田の調整関係についてもこの農作物自給率向上事業の中に入れてさせていただいたという経過がございませ。そういう中で、事業も変わったということで変更をさせていただいたものでございませ。

それから、塩尻市の自給率がいかほどかということがございませけれども、簡易的には出すことは可能でございませけれども、具体的にとらえ方というのは非常に難しくてですな、私どもの今現在、自給率が何パーセントということでの数字というのはつかんでおりません。

丸山寿子委員 国が、自分の国の率をそれぞれの国が言っているということは、各自治体も出せるんじゃないかなというふうに思うんですけど。それと、去年の秋の御野立祭だったと思うんですけど、岡谷の市長と懇談している中で、岡谷は農地が少ないので、すごく残念なことなだけけれども、ちょっと数字ははっきり覚えていないんですけど、二十何パーセントと言ったような気がするんですけど、とにかくすごく低い数字をお話されて、塩尻はそういう点ではいいですね、という会話をしたんですけど、私は、塩尻はすごくバランスが取れている市だと思うんですけど、産業の。そういったことが、いろんな事態が起こっても非常にいい点であって、それも一つのうちの市のいいところだと思うので、例えば自給率が、細かいところで何がどうというのじゃないんだけれど、全体的に見ると、うちの市は非常に自分の市の中で食料が確保されている市なんだということをアピールすることはいいと思うんですけど、そういったことというのは、口に出せないものなんですか。

農林課長 済みません、ここに数字として持ってきてございませんけれども、昨年、議会の一般質問の中でも、確か御質問を受けまして、自給率というものを一度出したことがございませ。それは、あくまでも簡易的な国で示している方法で出したものでございませ、ただ、塩尻市については、産地であることには間違いなくてですな、塩尻だけでとらえれば、確か全体では五十何パーセントくらいしかなかったと思います。それは、要は、食糧自給率というのは、穀物、野菜だけでなく、畜産関係だとかそういうものも全部含んでの内容でございませ、バランスが取れていると言えれば取れているかもしれませんが、数字的にはじいていくと、そのくらいしか確かなかったというように記憶しています。ちょっとその数字、今すぐお話できなくて申しわけございません。

丸山寿子委員 住んでいると当たり前になっちゃうのであれなんですけれども、畜産とかまで、そこまでというのは、それはそれぞれの食があるわけだから、ただ基本的なお米とか野菜とかがとれて、すごくそれについては率が多分いいと思うんですけど、そういったことを知ることでも、子供たちへもどんどん受け継いでいく意味でも、塩尻の良さだと思うので、そういったことは今後、ほかの自治体がどうしているのか、正確じゃなくても、ある程度、今言った簡易的というお話でしたけれど、それを算定する手が何かあると思うんですけど、私はぜひそれをやってもらいたいなと思います。

農林課長 済みません、今ここで数字がすぐ出せなくて申しわけないんですけど、その数字については、また後で、後ほど話をさせていただきますので。確かに食糧自給率を向上していく上で、今実際にどのような状況かということは、皆さんに承知していただくということは必要だと思ひますので、機会をとらえましてまた話を

させていただきますし、広報の、広報と言いますかホームページのほうでも、もし載せられるものでしたら載せていくようにさせていただきたいと思います。

丸山寿子委員 ぜひお願いします。もう1点、お願いしたいんですけども、その2つ下の観光施設維持管理費というところで、高ボッチというのが出てきたので、済みません、関連なんですけれども、この補正とちょっと関係なくてあれなんですけど、ことしの高ボッチの草競馬の時に、ちょっとトイレがいつもより少なかったんじゃないかという、困ったという声を結構聞いたんですが、受付をやっているところの近くのところが少なかったのか、あまりなかったのか。それと、駐車場のほうのトイレが、水がもう不足しちゃって全然だめで、バケツで運んだりとかしていたりですとか、だったのですが、その辺、来年に向けてどうしていくのか、お願いします。

観光課長 確かに、受付の周辺のところが、去年2基だったのを、ことし1基にしてしまいまして、その分、駐車場の側へ持っていったんですけども、ちょっと御指摘をいただきましたので、また実行委員会の中で話をしながら善処できるようにいたします。

丸山寿子委員 お願いします。

柴田博委員 25ページが一番上の市道の新設改良工事の関係ですけれども、広丘東通線と堰西えびの子線の交差点のところだと思うんですけども、改良工事の日程等は、すぐやるというような日程になっているわけでしょうか。

建設課長 今、水田用地でございますので、この耕作が終わりましたらですね、耕作が終わった時点で工事をやらさせていただきます、11月です。

柴田博委員 すると、今年度中には終わるといふ。

建設課長 はい、そのつもりでやっています。

柴田博委員 信号まで含めて。

建設課長 はい、そうであります。

柴田博委員 お願いします。

中原輝明委員 21ページの農業公社へ1,237万3,000円って、えらい3,000円なんてえらい数字で補助金をやるんだけど、この出す根拠は何だか知らないが、でかい金が公社へどんどん出て行くが、ほかのところは全然補助金が出ないが、これはどういうわけだい。それともう1点、松本空港の促進協議会へやるはいけれども、ちっとも飛行機を利用しようなんて、こころじゃあまり宣伝していないような気がするが、この衆は使って終わりじゃないかい。例えば市の職員のだれにしても、利用するような方向で促進しているか、促しているか、ちっとも聞こえないぞ。だで、おれたちの会派は、それを利用して行くじゃないかということでも行っているわけだ。にもかかわらず、トップの連中なんてあそこで騒ぐつきりで、全然。数で流さなきゃいけないだよ、あれは。ほかの衆が、一般の人が乗ってもらわなきゃ。県の職員がたまに乗ったぐらいじゃだめだ。塩尻の皆さんも、ぜひこういうわけだで利用してくれないかというような提案活動とか、啓蒙だか知らんが、それは、おれ必要だと思ふよ。前段の、副市長、こんなに出すというのは、根拠は何があるだい、この1,200万円も、補助金を。

農業公社開設準備室長 公社のですね、運営補助金の1,237万3,000円ですが、この前段で職員給与費624万4,000円減額しております。それから、次のページのふるさと農業ステップアップ実践事業の営

農サポートセンター運営負担金、これは毎年サポートセンターの支援作業についてですね、市のほうで200万円出しているわけですが、今年度は公社にこの事業を移管するということになりましたので、全額出してなくて、今のところ100万円だけ出してありまして、残りの100万円は公社の補助金に充てるということになります。それからあと、農作物自給率向上事業の中で、消耗品というのは大きい額ではございませんが5万円と、市民農園の委託料3万7,000円ということで、今回、補正の中で733万1,000円の補正減をさせていただきまして、1,237万3,000円ということで、その差額約500万円が増額になっております。事業費ですけども、公社、今年度中途からになりますけれども、今の予定では、平成22年度の予算としましては、全体で約1,600万円くらいの予算を見積もってます。そのうち、市の補助金ということで1,234万3,000円をやるわけですが、その内訳としまして主なものは、やはり人件費の部分、給料手当ということで、市の派遣職員2名と、それから嘱託職員3名ということで、約840万円くらいを人件費としてみています。それからあと、福利厚生費で100万円ほど。事業費の中では、初年度に限りですけども、ホームページの作成委託費ですとか、あとは、機械購入ということで、市民農園の管理の機械、若干小さいものは管理費とかですね、あとは、それに伴います燃料費ですとか、あとは車両リースということで、今回、こういう予算を上げさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

観光課長 中原委員さん御指摘のように、本当に地元のほうの末端までと言われると、やっぱりちょっと切ない部分があるわけですけども、6月の就航の時にはですね、就航記念というような感じで助成金を往復で5,000円ということで、大勢の方から利用させていただいておりますけれども、いかんせん、福岡からの誘客があまり図れていないというようなことがわかりまして、福岡の地元のほうでもFDAが福岡から飛んでいるということを知らない方が多いというようなことを、アンケートの中からわかりましたので、福岡便についてのこ入れということで、就航記念にあわせて5,000円の補助を11月以降もやろうということで、この間またダイヤの変更、皆さんのところにお配りしましたけれども、今度は午後便になるというようなことから、またPR等も盛んにさせていただきますので、ぜひまた御利用いただいでですね、福岡に行っていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

中原輝明委員 今、細田課長が言ったのはよくわかるが、職員が率先して利用したり、それを宣伝したりさ。こういうわけだで利用してくれないとか、そういう宣伝によって乗客がふえやしない、利用率が。だで、それをやってほしい。

それと、今の前段の農業公社の補助金の問題についてもね、やっぱり内容が云々として、まあ今とうとうと話はわかった。わかっただか、まあわかったって言やあわかったが。やっぱりこういう補助金の出し方というのは、おれは、農業公社というのは基本的には自分たちである程度のことはやっていかなきゃいけないが、これで将来の見通しは、また次も補助金はこうだなんて、そんなわけにいかないと思うだよ。そんなに補助金を1,200万円も1,300万円も出すようになるなら、公社なんて必要ないと思うだ、おれは。その辺をやっぱり、自分たちの世話は自分でやらなきゃいけないし、さっきは、これだけのものに対して福利厚生費は100万円というのを簡単に言うがさ、そういう簡単なものじゃ、おれはないと思うよ。福利厚生費が100万円。100万円って簡単なものじゃないよ。そういうものをもう少し検討していかなきゃ、福利厚生費なんてなくたってやっていけないじゃないか。100万円というものは、口で言うがさ、3、4人のところへ100万円というような福利厚

生費なんて、とんでもないと思うぞ、おれは、話を聞けば。だって、今、塩尻市は、市役所だって福利厚生費で1,200万円ばかりでないか。1,000万円もあるかい。600人だか、500人の中の。

副市長 ちょっと明細を。

中原輝明委員 その明細はあったと思うがさ、単純に考えた時にそうじゃないか。そうずら。500人が600人の職員の中で1,000万円だったって、どういうことになるか。

農業公社開設準備室長 済みません、福利厚生費という言葉で言ってしまったんですけど、内容的にはですね、職員の共済の掛金、それからあと社会保険の負担金と、あとは労力支援をしていただく方の労災の掛金も入っておりますので、そういうものです。

中原輝明委員 わかった。わかったが、そういうぐあいに言やあいいが、みんな足りない。わからないかや、そんなことは。福利のあんなものが、3、4人で100万円も盛ったらえらいことだ。そういうぐあいに言やあ、よくわかりました。了解だ。

永井泰仁委員 25ページの、先ほどの道路新設改良で出ましたが、東幹線のところのえびの子の十字路のところ、今回補正で今年度事業としてやると、こういうことで、確かに交通事故も多いしね、あそこは早くから信号機を設置していくということですが、あの南のクランクからスカイブリッジのところ、ちょうどTの字になるじゃないですか。あの間は、昔のままの圃場整備したままの道路幅員というかね、若干ありますが、今、散歩やなんかで通る時に、ちょうどどうしてもセイコーエプソンの駐車場、約4,000台が四方から来るものだから、本当に犬やなんかのくさりも自分の身体につけるくらい、うんと短くして、時間帯によっては気配りをして通らないと、来るということで、ぜひですね、ことし、あそこの信号機がつけば、クランクから南のほうね、例えばT字路のところまで水田地帯になりますが、ぜひこれも引き続いて一つの道路網としてネットワークになって効果が出るとすれば、あそこまで広げてもらわないと。あの信号機のところは、今度信号がついて広がっていいけれど、その途中がね、またどンドンと車が来て危険だということがあるものだから、その辺の、せっかくの計画の連続性ということで、今後引き続いて、あそこまで道路の拡幅をお願いしたいんですが、その辺の考え方をお願いいたします。

建設課長 永井委員の御指摘のとおり、十分私どもも承知しておりますが、私ども、きのうもいろいろ委員会の中でお話をさせていただきまして、本会議でもお話をさせていただきましたが、東通線を含めましてですね、実施計画に載せるようにいろいろ御議論させていただいてですね、やっていきたいと考えておりますので。その点でいまひとつ、はっきりやるとか、やらないとか、ちょっと言えませんが、そういう認識であることは間違いありません。

永井泰仁委員 ぜひですね、一区切りに、ちょうど路線としてなるものだから、引き続いてできるような形でお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。なければ、質疑を終了いたします。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第19号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第19号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中、歳出6款農林水

産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費について、全員一致をもって可決するものと決しました。次に進みます。

議案第24号 平成22年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)

委員長 議案第24号平成22年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)について、説明を求めます。

上水道課長 それでは、議案24号平成22年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。補正予算書1ページをお願いいたします。

まず、企業の経営活動にかかわります第3条、収益的収入及び支出について御説明いたします。収入となります水道事業収益の第1項営業収益では、受託工事収益として雨水幹線事業、塩尻駅南地区市街地再開発事業に伴う給水管布設工事の収益52万6,000円を増額し、水道事業収益といたしましては、補正予定額52万6,000円を増額し、補正後の予定額を15億1,578万4,000円とするものです。

次に、支出となります水道事業費用の第1項営業費用では、受託工事費として営業収益と同様の理由によりまして、給水管布設替工事の工事請負費49万4,000円の増額、第2項の営業外費用では、消費税256万400円を増額し、あわせて水道事業費用としましては、補正予定額305万8,000円を増額し、補正後の予定額を15億2,603万6,000円とするものです。

次に、施設の整備、建設改良にかかわります第4条、資本的収入及び支出について御説明いたします。2ページをお願いいたします。まず、資本的収入の第3項負担金では、建設工事負担金として、雨水幹線事業、市街地再開発事業に伴う配水管布設替工事負担金2,019万円を増額し、資本的収入としましては、補正予定額2,019万円を増額し、補正後の予定額を1億4,992万6,000円とするものです。

次に、資本的支出の第1項、建設改良費の配水施設費では、事業費の組みかえ、水道事業の単独の配水管布設替工事費の増額を行い94万5,000円、受託建設費では、負担金と同様な理由によりまして、配水管布設替工事の工事請負費1,892万9,000円、あわせて1,987万4,000円を増額し、資本的支出としましては、補正予定額1,987万4,000円を増額し、補正後の予定額を6億9,881万7,000円とするものです。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額、31万6,000円減額の5億4,889万2,000円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,339万円と、過年度分損益勘定留保資金5億3,550万1,000円で補てんをします。

次に10ページをお願いいたします。まず収益的収入及び支出の収入についてでございますけれども、営業収益2目受託工事収益の新增設工事収益は、雨水幹線事業など各事業の施工に伴う給水管の布設替工事収益で、雨水幹線事業関連では、雨水渠、奈良井側右岸5号工事の施工箇所の変更により29万1,000円を、そのほか塩尻駅南地区第一種市街地再開発事業の事業化によりまして23万5,000円をそれぞれ増額し、あわせて52万6,000円を補正増額するものです。

次に11ページをお願いいたします。11ページからは収益的支出となりますけれども、営業費用、3目受託工事費の工事請負費では、先ほど御説明した新增設工事収益を充当して施工するもので、雨水渠、奈良井側右岸5号工事の施工箇所変更など、新增設工事収益と同様な理由によりまして、49万4,000円を補正増額するものです。

次に、営業外費用、2目消費税では、今回の補正によりまして、後ほど御説明させていただきますけれども、雨水幹線事業、塩尻駅南地区第一種市街地再開発事業にかかわります建設工事負担金の補正増額によりまして、総収入額に対する建設工事負担金などの特定収入割合が5%以上となりまして、5%以上になると、消費税の計算におきまして、工事発注などにかかわります仮払い消費税額から特定収入消費税額を減じなければなりません。そのため、仮払い消費税額は少額となりまして、料金収入などの仮受け消費税額と仮払い消費税額の差額を納入すべき消費税額としていることから、256万4,000円を補正増額するものです。

12ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入についてでございますけれども、負担金、2目建設工事負担金は、雨水幹線事業等各事業の施工に伴う配水管布設替工事の負担金でございます。雨水渠、奈良井側右岸5号工事の施工箇所の変更など、先ほど御説明いたしました受託工事収益の新增設工事収益と同様な理由によりまして、雨水幹線事業では1,730万1,000円、塩尻駅南地区第一種市街地再開発事業では、288万9,000円をそれぞれ増額し、あわせて2,019万円を補正増額するものです。なお、建設工事負担金はですね、新增設工事収益と同様に下水道事業会計、あるいは市街地再開発組合からの収入となります。

13ページをお願いいたします。13ページは資本的支出となりますけれども、建設改良費2目配水施設費の工事請負費では、昨年度、大門五番町におきまして配水管布設替工事を実施いたしました。県道新茶屋塩尻線の舗装復旧につきましては、当初予算の段階では、専業工事者の施工ということでございましたけれども、施工の段になりまして、今年度に入りましてから、立ち会の実施工協議を実施したところ、路面状況などから、道路管理者の施工に変更されましたため、工事請負費から負担金への事業費の組みかえによる補正でございます。工事請負費では932万円を減額し、負担金では道路舗装復旧負担金として同額を増額するものです。

また、雨水幹線事業関連の大門七区工区の94万5,000円は、雨水渠奈良井側右岸工事5号工事の施工箇所の変更に伴い、水道事業単独分の配水管布設替工事を増額するもので、あわせて2目配水施設費では、94万5,000円を補正増額とするものです。

次に、4目の受託建設費の工事請負費では、先ほど御説明したとおりの理由によりまして補正をするものでございまして、1,892万9,000円の補正増額をするものです。

以上の補正によります損益計算につきましては7ページをお願いいたします。補正によります損益計算でございますけれども、今回の補正によりまして、損益、当年度純損失のほうは、当初予算に比較しまして81万3,000円の増額という形になってまいります。損益につきましては、議会の中の答弁でもさせていただきましたけれども、本年4月から8月の5カ月間の実績では、調定水量が前年の同時期に対しまして、約3万5,000立方メートルほどふえております。これにあわせまして約860万円の受水収益の増収が見込まれるという状況でございます。引き続き経費の節減によりまして、今回補正では増額になりましたけれども、損失額の圧縮のほうに努めてまいります。

次に、8、9ページ、貸借対照表のほうでございますけれども、今回の補正によりまして、資産合計は8ページの下段にありますよう、1,927万5,000円増額の162億6,626万4,000円となりまして、9ページになりますけれども、一番下段、9ページの最下段にありますけれども、負債資本の合計は同じく9,225万5,000円増額の162億6,626万4,000円となります。バランスがとれているという形になりましたので、よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑を行います。委員のほうで質問等ありましたら。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第24号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第24号平成22年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第25号 平成22年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

委員長 議案第25号平成22年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)について、説明を求めます。

下水道課長 議案第25号平成22年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。1ページをごらんいただきたいと思います。第3条でありますけれども、資本的収入及び支出でありますけれども、収入第1款資本的収入のうち、第3項の負担金を512万円補正し、11億7,008万4,000円とするものであります。支出の第1款資本的支出のうち、第1項の建設改良費を2,239万3,000円を補正し、20億4,175万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、8ページをごらんいただきたいと思います。8ページでありますけれども、資本的収入及び支出のうち、建設工事負担金としまして512万円、これは塩尻駅南市街地再開発事業に伴います下水道管の移設工事負担金であります。9ページをお願いします。資本的収入及び支出の資本的支出であります。第1款第1目公共下水道事業管渠施設費のうち、22節の工事請負費480万円につきましては、塩尻駅南市街地再開発事業に伴います下水道管移設工事であります。27節の補償費1,759万3,000円につきましては、奈良井川右岸の5-1号雨水幹線の施工箇所変更に伴います上水道管移設に伴います補償費でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、奈良井川右岸5-1号の雨水幹線工事についての内容を御説明申し上げます。本工事は、当初、市道郷原大門線のシューマートから西側へ約80メートルの計画でありましたけれども、この道路の交通量が大変多いということと、交通規制を何度もかけるわけにもいかないということ、また、周辺企業等、歯科大、農協それぞれの企業がありまして、通行止めをかけて施工するには影響が大きくなるということもありまして、交通規制は、片側通行で通行させていただく予定ですが、最小限にとどめるため、しかもあれば、80メートルだけでなく、来年も施工しなければいけないということもありまして、今年度一気にふるまや自動車さんの西の交差点まで、西幹線との交差点までを200メートルにして、変更して施工するもので、先ほど御説明いたしましたけれども、本工事と水道管の移設等となっておりますので、あわせてよろしくお願ひします。以上です。

委員長 それでは、質疑を行います。委員のほうから質問等ありますか。

中原輝明委員 今聞いていりゃあ、非常にいいお話を聞いたが、そこまでやるなら一気にもうちょっとやった方がいいと、これは、こういう気持ちですべてやってもらいたい、すべての工事を。ちつとばか、こればかとやらなんで、今あなたが言ったように、すごい考え方だよ。ちつとばかやらんで、一気にさっとやる。その予算を

投入してやるように、これからは考えてやってもらいたい、すべての場所で。そこだけ混雑するわけじゃない。小さいところは、小さいところなりきに混むだぞ。よく、みんな御理解してお願いします。

委員長 ほかに。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、質疑を終了します。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第25号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第25号平成22年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。以上をもちまして当委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。何かありますか。

閉会中の継続審査の申し出

経済事業部長 本委員会に関する議会閉会中の継続審査についてお願いするものでございます。

委員長 今、事業部長のほうから継続審査の申し出がありました。異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議長のほうへ継続審査の旨、伝えておきます。審査の結果についての報告は、委員長に御一任願いたいと思います。何かありますか。

農林課長 済みません、先ほどの補正予算に関連して、食糧自給率の話がございました。この数字については、市町村ごとに統計資料の中で、平成19年度以降は出ておりませんので、平成18年で算出したものでございますけれども、本市のカロリーベースでの食糧自給率でございますけれども、42%という状況でございます。これは、国が地域の食糧自給率を計算するために公開している試算のソフトによって算出したものでございますけれども、実際には、国のほうで都道府県別に食糧自給率というものを算出しておりますけれども、その数字とこのソフトで計算した県の数字というの、実は5ポイントぐらい違ってございまして、それから考えると、42%というのももう少し高くなるのかなとは思いますが、一応塩尻市の食糧自給率については、数字的には42%ということになります。

委員長 それでは、これで終わりたいと思いますが、理事者からごあいさつがあれば。

理事者あいさつ

副市長 どうも、昨日から本日にかけて非常に慎重な御審議をいただきまして、それぞれ原案のとおりお認めをいただきまして、ありがとうございました。決算、それから予算等々を通じましていろいろな御意見、御提案をいただきました。それぞれ精査をいたしまして、できるだけ反映できるものにつきましては反映させていただきたいと思っております。ただ、非常に議員さん方、御心配のように経済状況はこんな状況でございますし、また地方分権と言いますか、地方主権を迎えまして非常に地方経営も難しい状態になってきておりますので、一層、事業選択をしながら、市の予算の執行上のために頑張りたいと思っておりますので、とりわけ産業関係、経済建設の関係の

皆さんには、何と申しますか、産業振興等々でいろいろ御指導を賜りたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして9月2日、3日に行いました9月定例会経済建設委員会を終了したいと思います。大変御苦労さまでした。

午後2時53分 閉会

平成22年9月3日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 今井 英雄 印